

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）

表紙（デザイン）

令和元年10月23日現在

唐津市

はじめに

男女共同参画社会の実現を目指して平成17年9月から、問題解決に向けた施策を掲げて取組を進めてまいりました。

最後になりましたが、このたびの唐津市男女共同参画基本計画（第4次）を策定するにあたり、市民・中生意識調査、企業アンケート調査やパブリックコメントを通して意見を頂きました市民の皆様並びに唐津市男女共同参画推進協議会で議論いただいた委員の皆様には、心から感謝申し上げます

令和2年3月

唐津市長 峰 達 郎

目 次

第 1 部 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 推進体制	4

第 2 部 計画策定の背景

1 施策動向	5
2 男女共同参画を取り巻く唐津市の現状	11
3 前回計画の評価	21
4 今後の課題	23

第 3 部 計画の内容

1 基本理念と4つの基本目標	25
2 計画の体系図	26
3 施策展開	28

基本目標 1 男女共同参画の意識づくり・社会づくり

施策の方向(1) 固定的な役割分担意識の解消	30
施策の方向(2) 幼少期からの男女共同参画意識の形成	34
施策の方向(3) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	

施策の方向（４）市役所での取組強化

基本目標 ２ 安心・安全な社会づくり

施策の方向（１）地域防災における男女共同参画の推進

施策の方向（２）生涯を通じた心身の健康支援

施策の方向（３）暮らしに困難を抱えた人への支援

基本目標 ３ 男女が共に働きやすい環境づくり

【唐津市女性活躍推進計画（第２次）】

施策の方向（１）職場における男女共同参画と女性活躍の推進

施策の方向（２）農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進

施策の方向（３）ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標 ４ 男女間の暴力のない社会づくり

【唐津市 DV 被害者支援基本計画（第３次）】

施策の方向（１）男女間のあらゆる暴力の根絶

施策の方向（２）相談体制の整備と被害者支援の充実

施策の方向（３）被害者の保護・支援に向けた関係機関との連携強化

参考資料

１ 第４次唐津市男女共同参画推進協議会委員名簿

２ 唐津市男女共同参画推進協議会設置要綱

３ 唐津市男女共同参画推進本部設置要綱

４ 第４次唐津市男女共同参画基本計画策定の経緯

５ 第３次唐津市男女共同参画行動計画などの評価

６ 男女共同参画行政年表

７ 関連法令

第 Ⅰ 部 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格と位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 推進体制

第 1 部

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成11年の男女共同参画社会基本法の制定後、唐津市では平成17年9月に男女共同参画社会基本法に基づき、「唐津市男女共同参画行動計画」を策定して以来、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、平成27年の「唐津市男女共同参画行動計画（第3次）」策定時には、「唐津市DV被害者支援基本計画（第2次）」として、被害者支援への取組を一層強化し、DV対策を計画的、継続的に進めるなど、更なる内容の充実を図るため、行動計画と切り離して策定を実施し、課題解決に努めてきました。

さらに、平成27年に公布された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）に基づき、平成30年に「唐津市女性活躍推進計画」を策定し、働くことやキャリアアップを目指す女性が希望を実現できる環境づくりを進めてきました。

令和2年3月に「唐津市男女共同参画行動計画（第3次）」・「唐津市DV被害者支援基本計画（第2次）」・「唐津市女性活躍推進計画」の計画期間が終了するにあたり、これらの成果や課題を整理し、3つの計画を1本化して「男女共同参画基本計画（第4次）」を策定するものです。

唐津市においても、少子高齢化の進展、あるいはライフスタイルの多様化など、社会情勢の急速な変化は地域において、さまざまな課題を生み出しているものの、固定的な役割分担意識をもつ人はいまだ多い状況です。固定的観念にとらわれず、性別に関わりなく全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できるためには、計画的に取組を進めていかなければなりません。

2 計画の性格と位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、男女共同参画社会実現のための施策を総合的・計画的に推進するための基本計画です。他分野との計画との整合性を考慮し、国の「第4次男女共同参画基本計画」と、佐賀県の「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」を勘案して策定しています。

男女共同参画社会基本法

第14条第3項 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

「基本目標3：男女が共に働きやすい環境づくり」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）に位置づけます。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

第6条第2項 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

基本目標4：男女間の暴力のない社会づくりは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画（DV被害者支援基本計画）に位置づけます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

第2条の3第3項 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

この計画は、唐津市の男女共同参画社会の実現のために、市はもとより市民、事業者、地域の活動団体などと連携して取り組むもので、その目的を達成するための理解と協力を期待するものです。

また、計画の実施にあたっては、第2次唐津市総合計画や他の関連計画をはじめ、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の「持続可能な開発目標（SDGs※1）」なども踏まえて、進めていく必要があります。

※1 2015年9月の国連サミットで採択された国際目標。「世界中の誰一人として取り残さない」ことを誓っており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものです。17のゴール（目標）と169ターゲット（達成基準）で構成され、「目標5：ジェンダー平等を実現しよう」、「目標10：人や国の不平等をなくそう」、「目標16：平和と公正をすべての人に」などは、男女共同参画社会の実現に通じるものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化などに応じて、必要があれば内容の見直しを行います。

4 推進体制

(1) 推進体制

男女共同参画行動計画は、市政のあらゆる分野にわたる計画です。男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁的に取組を進めるとともに、部長職などで組織する「唐津市男女共同参画推進本部」において、計画の進捗状況を定期的に把握します。

(2) 唐津市男女共同参画推進協議会

市民や学識経験者、その他社会的な貢献を行う団体で組織し、男女共同参画推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るために設置している「唐津市男女共同参画推進協議会」において、計画の進捗状況と成果の点検を行います。

(3) 計画の進行管理と進捗状況の公表

毎年度、施策の実施状況や活動指標の達成度などを取りまとめて、公表します。

第 2 部 計画策定の背景

- 1 施策動向
- 2 男女共同参画を取り巻く唐津市の現状
- 3 前回計画の評価
- 4 今後の課題

第2部

計画策定の背景

I 施策動向

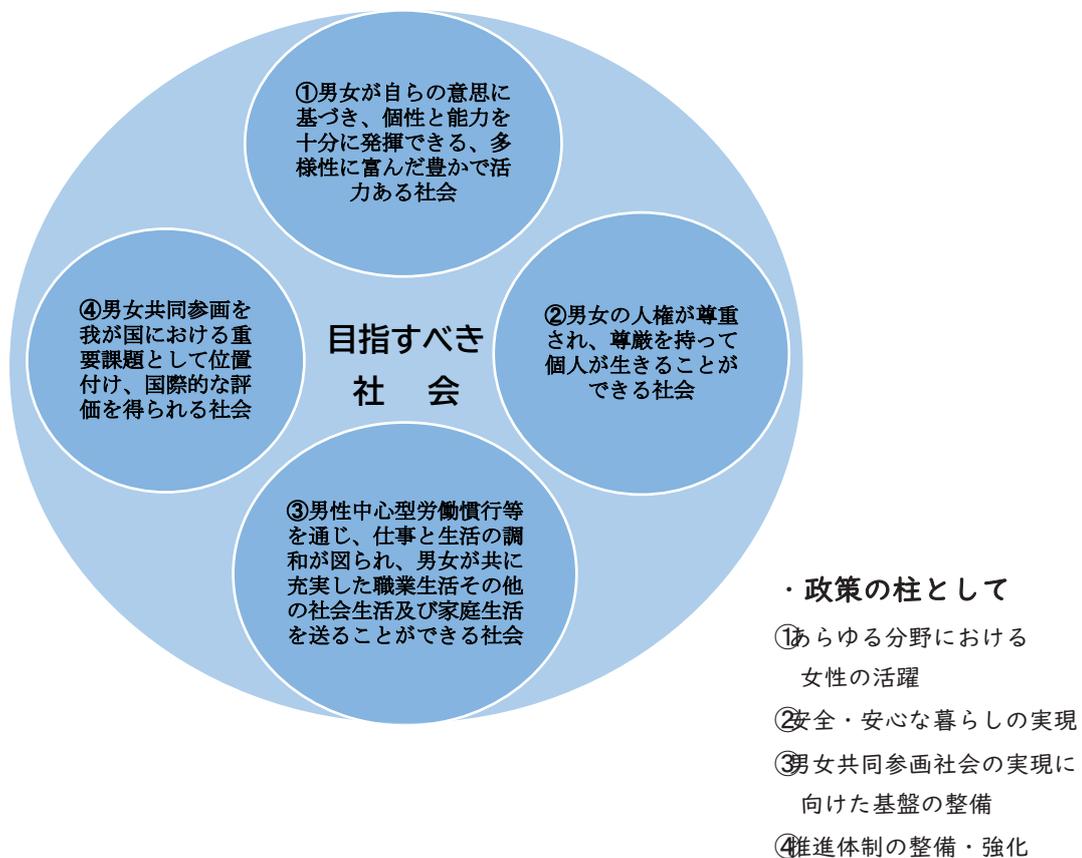
唐津市男女共同参画行動計画（第3次）策定以降の国、佐賀県、唐津市の動きをまとめました。（第3次計画策定以前からの動向は、参考資料「6 男女共同参画行政年表」（P.●●）をご参照ください。）

▼国の施策動向

I 男女共同参画に関するもの

●平成27年12月

男女共同参画社会基本法に基づく「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。目指すべき社会と政策の柱は次のとおりです。



●平成30年5月

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。

この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。

2 DV※1被害者支援等に関するもの

●平成28年12月

「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」が公布（平成29年6月施行）されました。

この改正により、被害者から拒まれているにもかかわらず、SNS※2でのメッセージ送信や、ブログ等の個人ページへの執拗な書き込みが「つきまとい等」の行為に追加されました。

●平成29年6月

「刑法の一部を改正する法律」が公布（平成29年7月施行）されました。

この改正により、強姦罪が「強制性交等罪」に罪名変更されるなど、性犯罪への厳罰化が行われました。

※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、夫婦や内縁関係のパートナーなど、親しい間柄で起こる暴力のことです。殴る、蹴るといった身体的な暴力だけでなく、言葉による精神的暴力や性的暴力も含まれています。

※2 ソーシャル・ネットワーキング・サービス（social networking service）の略称です。人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービスです。

3 女性の活躍推進に関するもの

●平成27年9月

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布（平成28年4月完全施行）されました。

この法律は、国及び地方公共団体において、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定が求められ、また、常用雇用者301人以上の企業は「一般事業主行動計画」、国や地方公共団体は「特定事業主行動計画」の策定等が義務づけられました。

●平成28年3月

「雇用保険法等の一部を改正する法律」の公布に伴う「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等 育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正によって、事業主に対するマタハラ防止措置義務が新設されました。

さらに、平成28年8月、「事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針等」が公布（平成29年1月施行）されました。

これにより、上司や同僚が職場において、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする就業環境を害する行為をとらないよう、事業主の責任で防止措置を講じなければならないことが追加されました。

●令和元年6月

「女性活躍推進法の一部を改正する法律」の公布に伴い、一般事業主行動計画の策定・届出義務及び女性活躍に関する情報公開の義務が従業員301人以上の企業から101人以上の事業主に拡大されました。また、従業員301人以上の企業は、これまでの公表項目に加え「職業生活に関する機会の提供に関する実績」または「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績」のいずれかの公表が必要とされました。

●令和元年6月

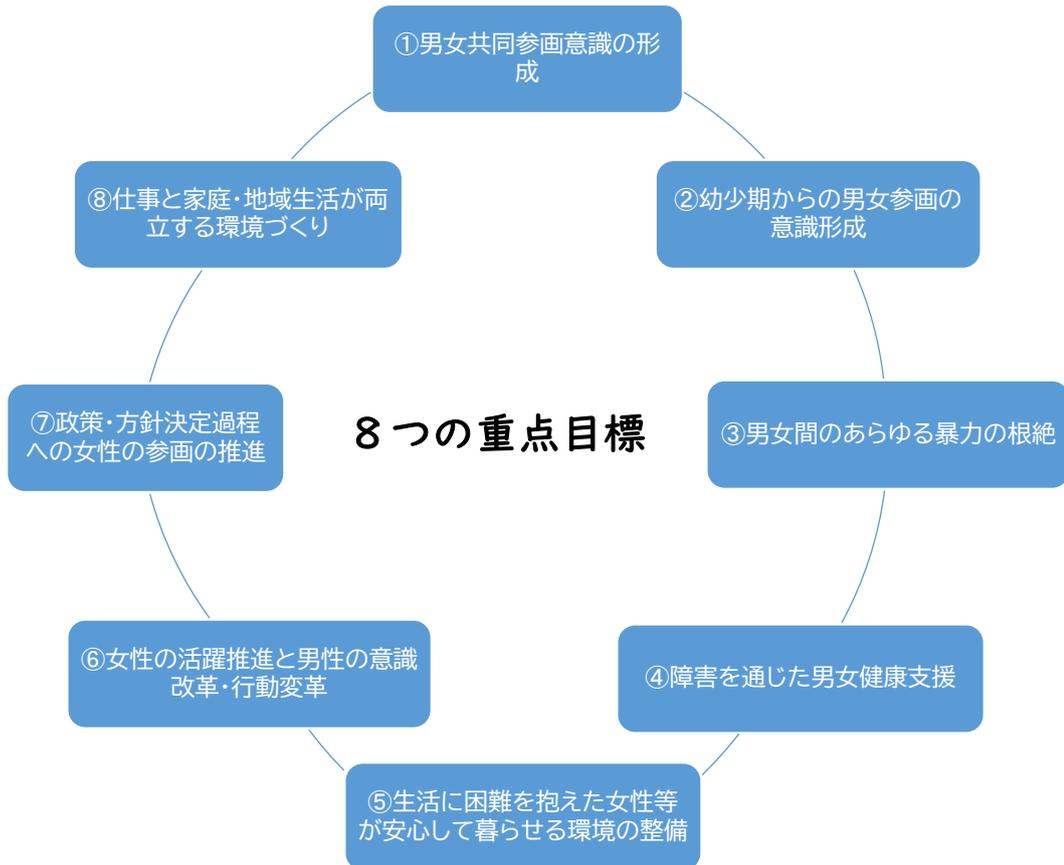
「労働施策総合推進法」の改正によって、事業主に対するパワーハラスメント防止措置義務が新設されたほか、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」等の改正によって、セクシュアルハラスメント等防止対策について、事業主や労働者の責務が明確化されました。

▼県の施策動向

●平成28年3月

「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」が策定されました。

この計画では、3つの基本方針のひとつに「佐賀県女性活躍推進計画」を位置づけ
ており、8つの重点目標が定められています。



●平成28年3月

佐賀県内における女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するため、関係機関により構成される協議会として「女性の活躍推進佐賀県会議」を位置づけられました。

●平成31年3月

「佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画（第4次計画）」が策定されました。

この計画では、特別支援学校での未然防止教育に取り組むこと、加害者更生プログラムの調査研究を行うこと、SNSを活用するなど若年層からの相談体制を整備すること、離婚したDV被害者の面会交流の支援体制の仕組みづくりなどが追加されました。

▼唐津市の施策動向

●平成27年3月

「唐津市男女共同参画行動計画（第3次）」を策定しました。

4つの基本目標として

- ・ 男女共同参画の意識づくり
- ・ 男女がともに自立し、いきいきと働き、活動する社会づくり
- ・ 男女間の暴力のない社会づくり
- ・ 生涯を通じた健康づくり を掲げました。

●平成27年3月

「唐津市DV被害者支援基本計画（第2次）」を策定しました。

DV防止や被害者の保護・自立支援などの施策を、総合的・体系的にまとめ、5つの基本方針として

- ・ DV防止のための意識啓発と情報提供
- ・ DV被害者の発見通報体制や相談体制の充実
- ・ DV被害者の保護体制の充実
- ・ DV被害者の自立支援の充実
- ・ 推進体制の充実 を掲げました。

●平成27年3月

「第2次唐津市総合計画」を策定しました。

「市民力・地域力によるまちづくり」を基本理念に掲げ、基本施策のひとつとして「男女共同参画の推進と女性も男性も生き活きと輝ける環境づくり」を掲げています。

●平成28年3月

「唐津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

基本目標のひとつである「若い世代の希望実現による『みらい』の創生」を取組の一環として、女性活躍推進を掲げています。

●平成30年3月

「唐津市女性活躍推進計画」を策定しました。

基本目標として

- ・ 職業生活における女性活躍の推進
- ・ 職業生活と家庭生活との両立支援 を掲げています。

●平成30年8月

「唐津市男女共同参画行動計画（第4次）」作成のための基礎資料として、「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」を実施しました。

第2部 計画策定の背景

●平成30年9月

「唐津市男女共同参画行動計画（第4次）」作成のための基礎資料として「男女共同参画社会づくりのための企業アンケート調査」を実施しました。

●平成30年12月

「唐津市男女共同参画行動計画（第4次）」作成のための基礎資料として「男女共同参画に関する中生意識調査」を実施しました。

2 男女共同参画を取り巻く唐津市の現状

▼統計データから見る唐津市の現状

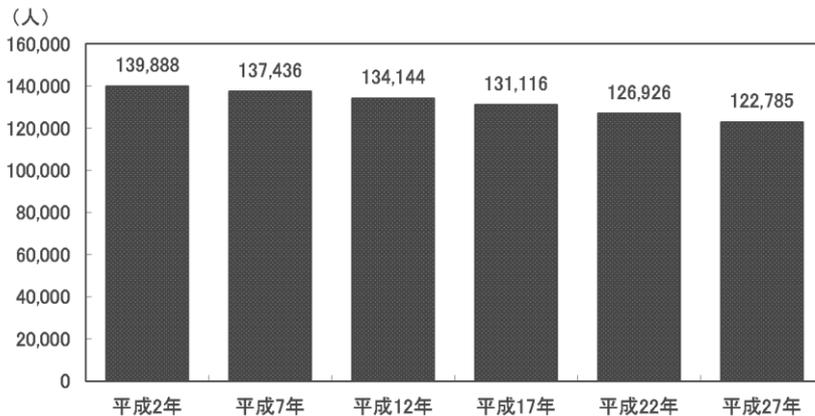
(1) 世帯人員の推移

(1) - 1 総人口・年齢3区分別人口割合

唐津市の人口は、平成2年から現在まで減少傾向で推移しており、平成27年には122,785人となっています。

年齢3区分別人口をみると、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)の割合は年々減少していますが、高齢者人口(65歳以上)の割合は増加しており、平成27年で29.2%となっています。

【総人口】

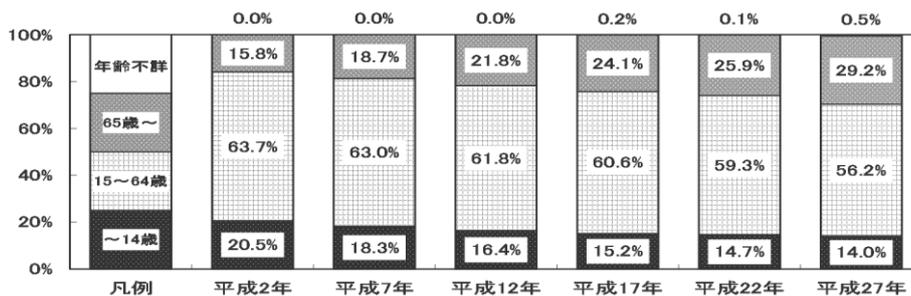


注)・総人口には、平成2年に48人、平成7年に3人、平成12年10人、平成17年に197人、平成22年に163人、平成27年に656人の年齢不詳を含む。

・平成12年以前の数値には、合併前の町村の人口も含まれる。(以下同様)

資料：国勢調査

【年齢3区分別人口割合】



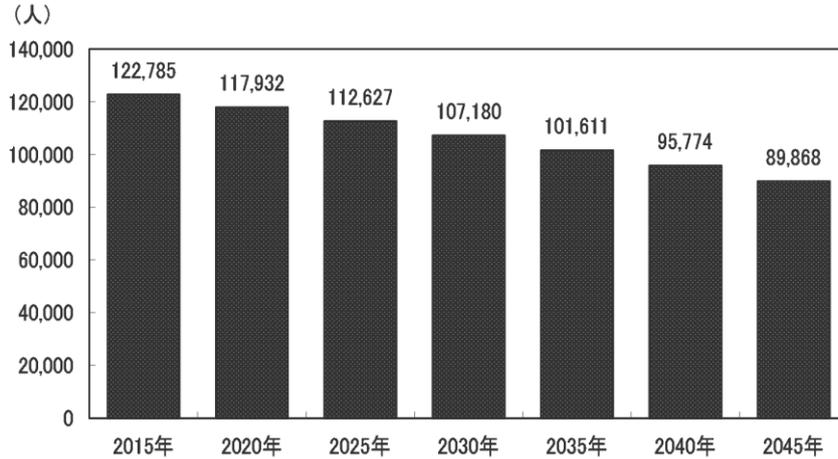
資料：国勢調査

第2部 計画策定の背景

(1) - 2 年齢区分別将来人口推移

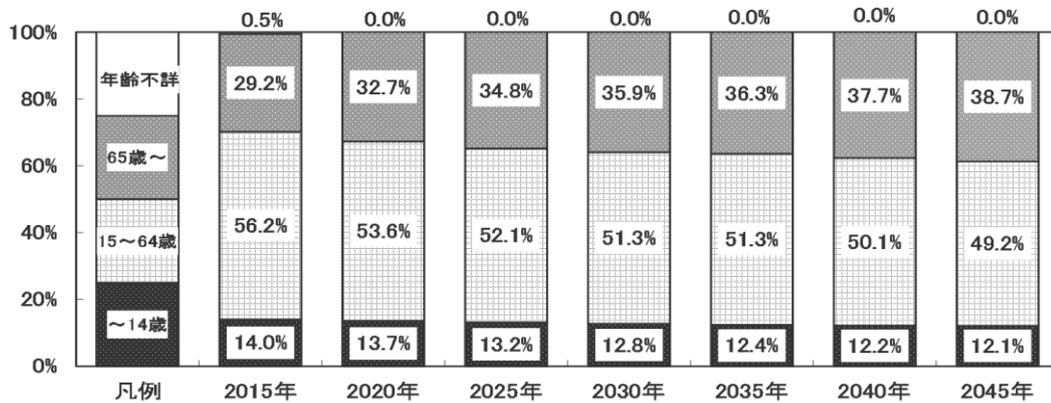
唐津市の将来推計人口は、2015年から2045年までの間に、総人口が31,917人減少し、また、年齢3区分別人口の割合で見ると、65歳以上の高齢者人口が、1割程度増加する見込みです。

【将来人口】



資料：2015年は国勢調査、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推定人口」の出生中位・死亡中位仮定による推測結果

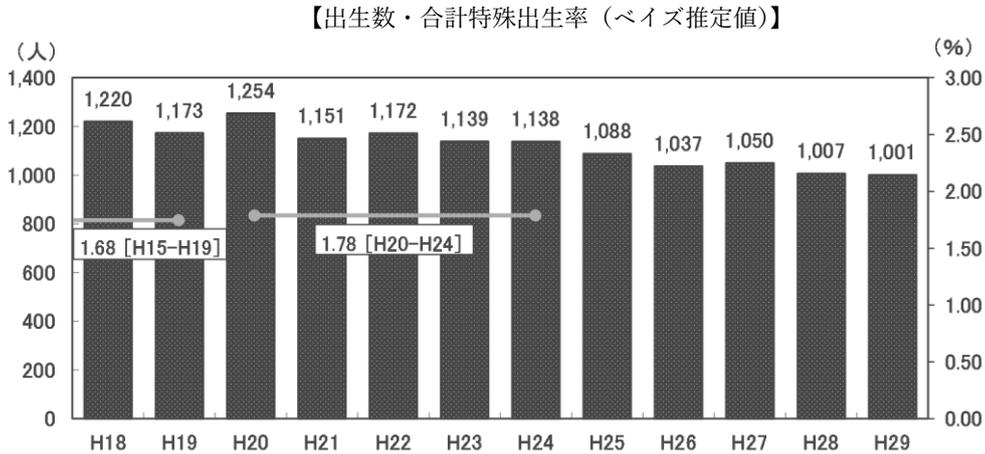
【年齢区分別将来人口割合】



資料：2015年は国勢調査、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推定人口」の出生中位・死亡中位仮定による推測結果

(1) - 3 出生数・合計特殊出生率（ベイズ推計値）の推移

唐津市の出生数は減少傾向にあり、平成19年からの10年間でおよそ150人減少しています。また、唐津市の平成20年から平成24年の合計特殊出生率（ベイズ推計値）の最新値は、1.78となっています。

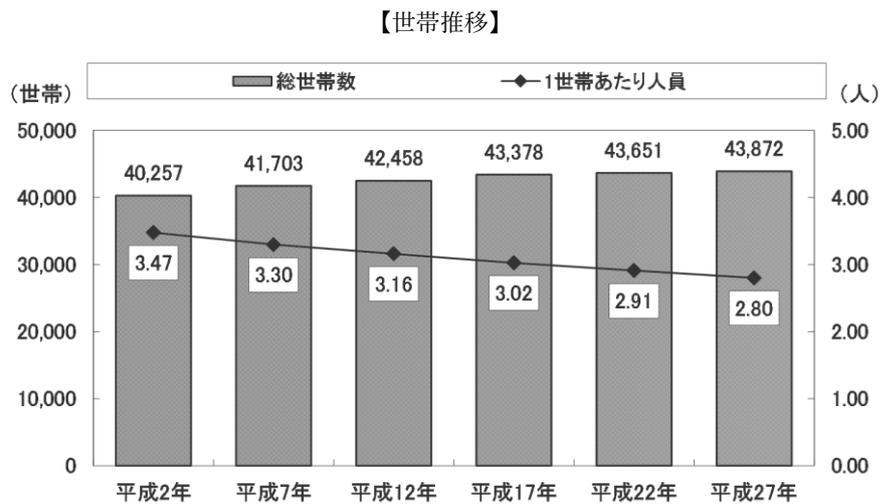


資料：人口動態調査

(2) 家族形態の変化

(2) - 1 世帯推移

唐津市の総世帯数は、増加傾向にあり、平成2年40,257世帯から、平成27年43,872世帯と、25年間で3,615世帯増加しています。しかし、1世帯あたりの人員は年々減少しており、平成27年度では2.80人と世帯規模は縮小しています。



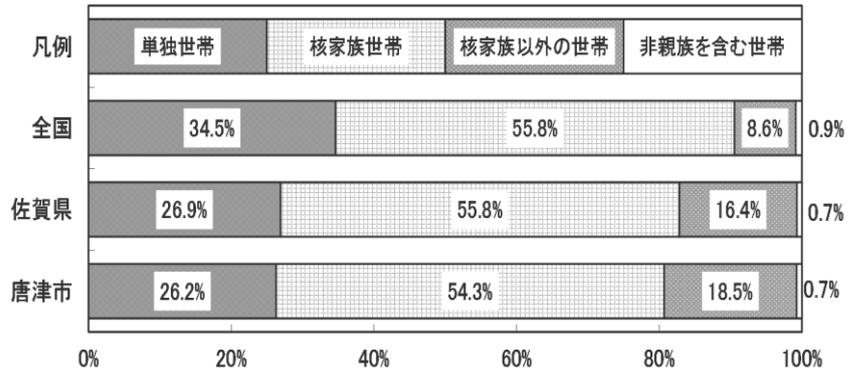
資料：国勢調査

第2部 計画策定の背景

(2) - 2 世帯構成（国、県との比較）

唐津市の世帯構成を全国・佐賀県と比較すると、佐賀県とほぼ同程度の割合となっており、単身世帯が全国に比べて低く、三世同居などの核家族以外の世帯が多くなっています。

【世帯構成】

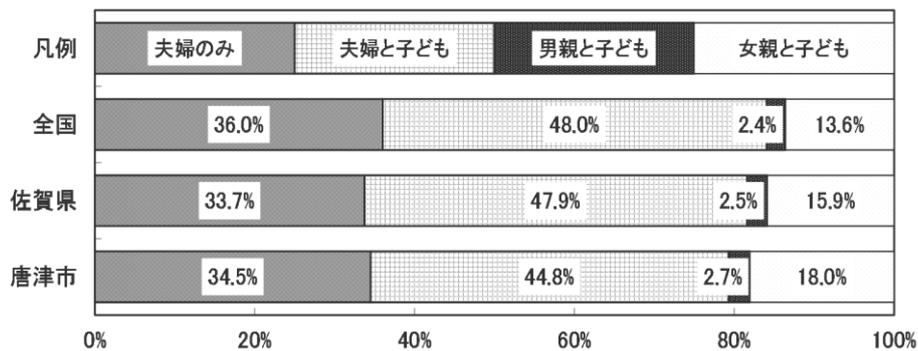


注）・非親族を含む世帯:二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯。
 ・核家族世帯:夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、ひとり親世帯。
 資料：国勢調査（平成27年）

(2) - 3 核家族世帯の家族類型別構成（国、県との比較）

唐津市の核家族世帯の家族類型別構成を全国・佐賀県と比較すると、夫婦のみの世帯の割合は全国・佐賀県とほぼ同程度となっているものの、女親と子どもの世帯が多くなっており、全国と比較すると4.4ポイント高くなっています。

【核家族世帯の家族類型別構成】



資料：国勢調査（平成27年）

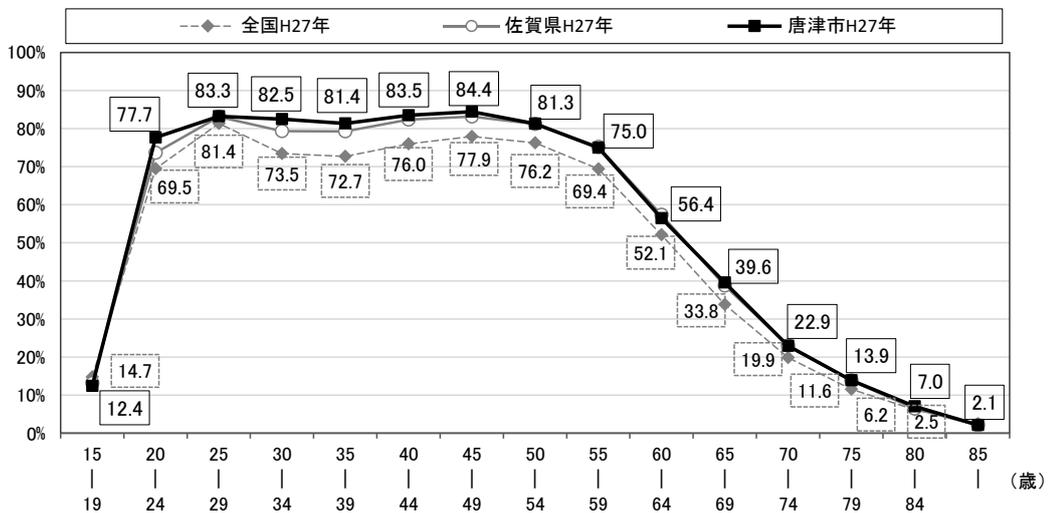
(3) 就業構造

(3) - 1 女性の年齢階級別労働力率（国、県との比較）

唐津市における女性の年齢階級別の労働力率は、佐賀県の労働力率と同程度で推移しています。35-39歳では81.4%と一旦低くなっているものの、労働力率が最も高い25-29歳の83.3%と、その差は小さくなっています。

また、平成22年の調査結果と比較すると、M字の底は35-39歳と変わりますが、25歳以上の労働力率が高くなっています。

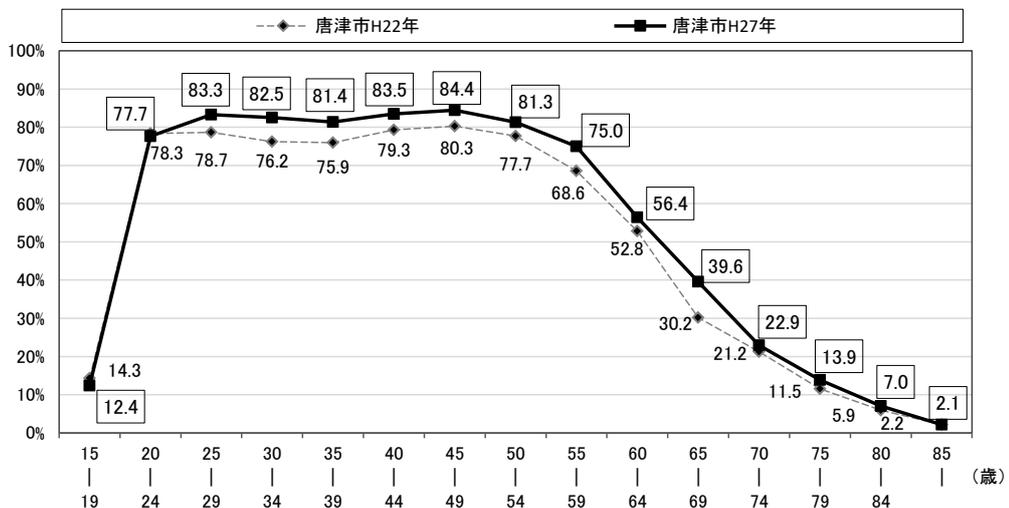
【女性の年齢階級別労働力率】



注・労働力率は、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合。

資料：国勢調査

【女性の年齢階級別労働力率】

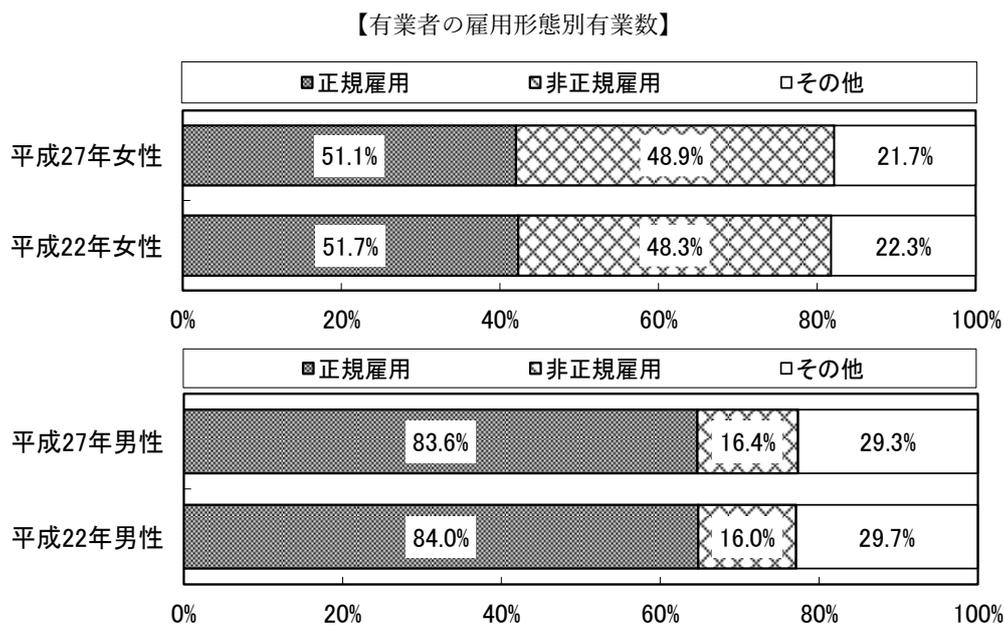


資料：国勢調査

第2部 計画策定の背景

(3) - 2 有業者の雇用形態別有業数

唐津市における女性有業者を雇用形態別にみると、平成27年においては「正規雇用」51.1%、「非正規雇用」48.9%となっています。なお、男性では「正規雇用」83.6%、「非正規雇用」16.4%と、男女どちらとも、5年前の前回調査から大きな変化はありませんでした。



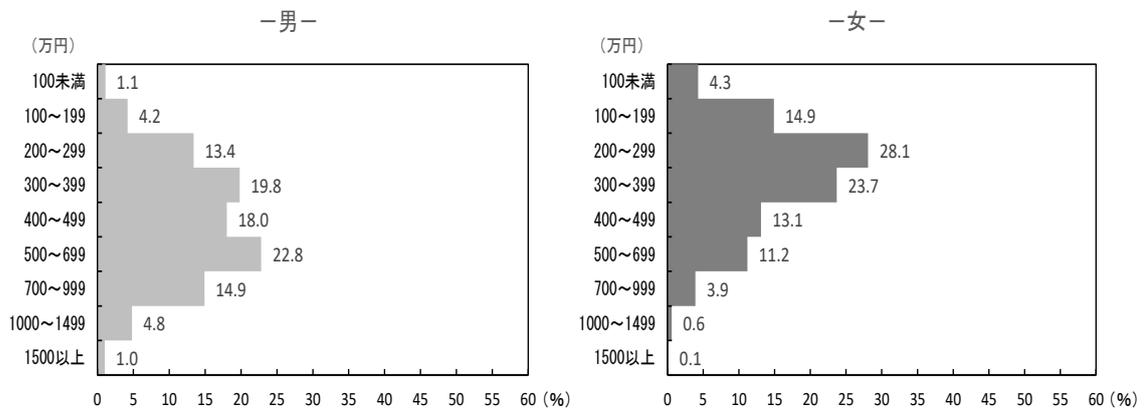
注) ・その他：役員・雇人のある業主・雇人のない業主・家族従業者・家庭内職者・従業上の地位「不詳」が含まれる。

資料：国勢調査

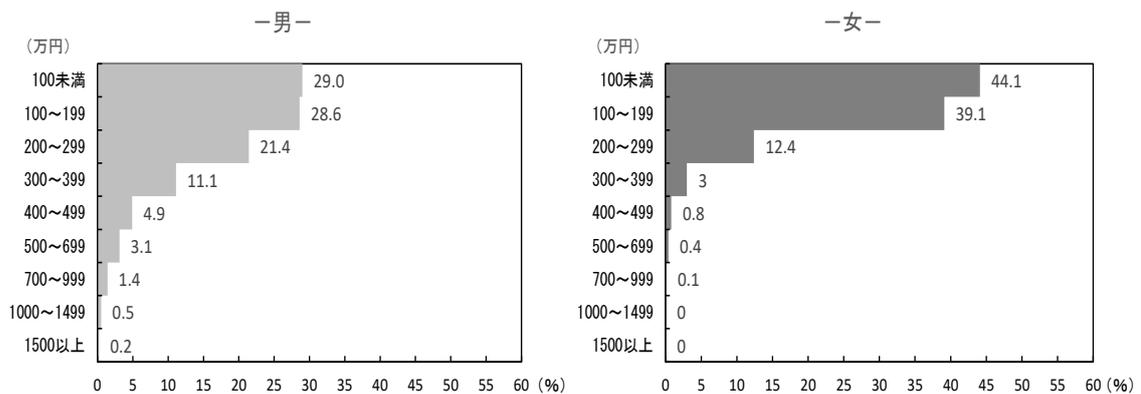
(3) -3 年収階級別割合（雇用形態・男女別）・全国

雇用形態・男女別の年収階級別割合をみると男性の正規の職員・従業員は500～699万円の22.8%が最も高く、非正規の職員・従業員は100万未満の29.0%が最も高くなっています。女性の正規の職員・従業員は200～299万円の28.1%、非正規の職員・従業員は100万未満の44.1%が最も高くなっています。

【年齢階級別割合（正規の職員・従業員）】



【年齢階級別割合（非正規の職員・従業員）】



注）・割合：仕事からの年間収入階級別内訳の合計に占める割合を示す。

・仕事からの年間収入階級のうち、「500～699万円」以上は、階級幅が異なるので注意が必要。

・「-」は該当数値のないことを示す。

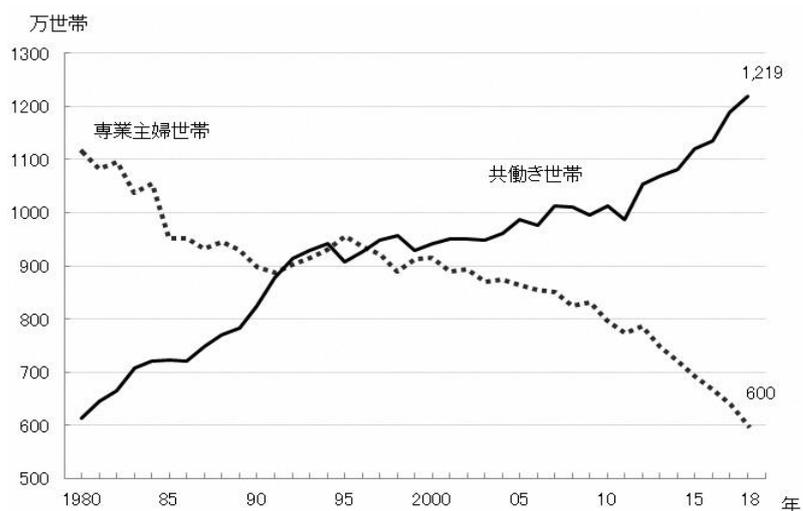
資料：労働力調査

第2部 計画策定の背景

(3) - 4 共働き世帯・専業主婦世帯の推移（全国）

1990年頃までは、共働き世帯数よりも専業主婦世帯数が多くなっていましたが、2000年代から共働き世帯が専業主婦世帯を上回り、年数を重ねるごとにその差は大きくなっています。

【共働き世帯・専業主婦世帯（全国）】



注)・「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」：夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。

・「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

・2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

・2013年～2016年は、2015年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づく時系列用接続数値。

資料：「厚生労働白書」、「男女共同参画白書」、「労働力調査特別調査」（2001年以前）及び総務省「労働力調査（詳細集計）」（2002年以降）

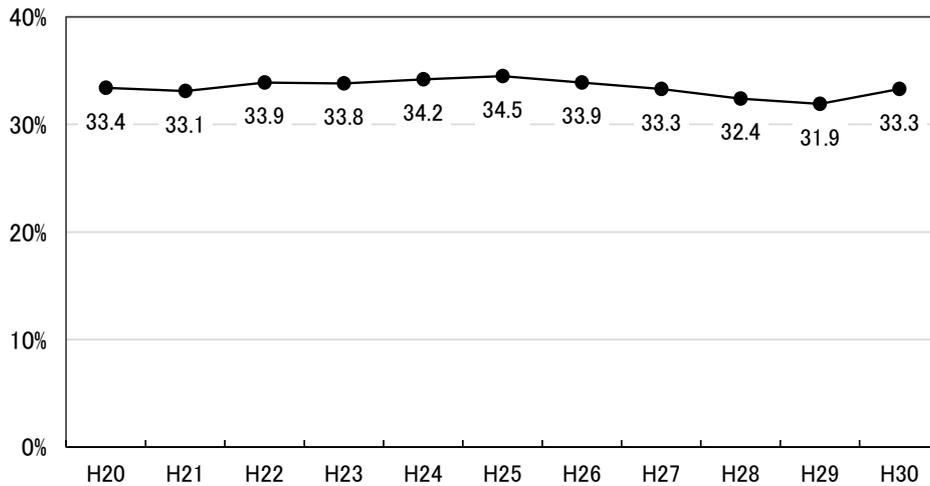
(4) あらゆる分野での男女共同参画推進

(4) - 1 審議会・委員会等への女性登用率の推移

唐津市における公的審議会・委員会等への女性の登用率は、およそ3割程度で推移しており、平成25年度の34.5%をピークに年々下がっています。

平成29年度は、31.9%となっています。

【審議会・委員会等への女性の登用率】

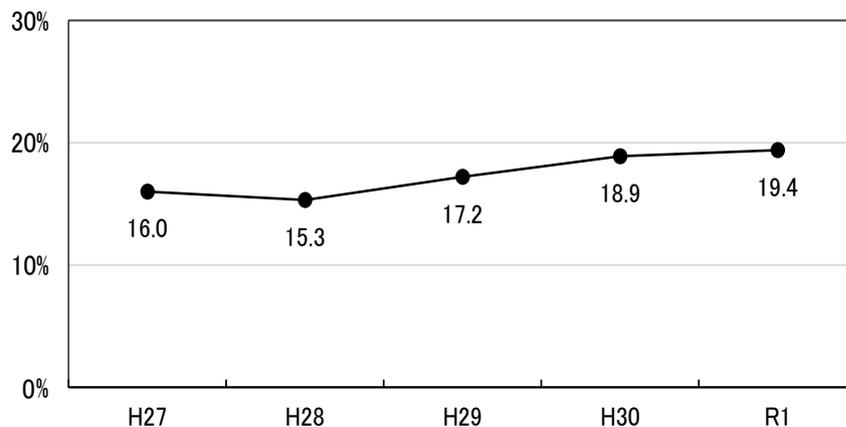


資料：唐津市（毎年度3月31日現在）

(4) - 2 係長以上に占める女性職員の割合（唐津市役所）

唐津市役所の係長以上に占める女性職員の割合は、令和元年度19.4%です。過去5年間で女性職員の割合は増加していますが、目標達成には至っていません。

【係長以上に占める女性職員の割合（唐津市役所）】



資料：唐津市（毎年度4月1日現在）

▼各調査から見られた唐津市の現状

今回の「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査(平成30年度実施)」では、この10年間で、男女共同参画推進についての認識や理解が大きく進んでいることがわかりました。

しかし、一方で、家庭や地域での性別による役割分担や、仕事と家庭との両立、政策・方針決定過程に女性が少ないことなど、現実的には男女共同参画社会の実現に向けてさらなる取組が必要な実態も明らかになりました。

また、市民を対象としたワークショップにおいても、市民アンケートと同様に、家庭・地域・職場での性役割意識があることや、女性の区長や公民館運営審議委員会等の役員の少なさ等が課題として挙げられていました。

「男女共同参画社会づくりのための企業アンケート(平成30年度実施)」では、実際に事業所内で女性管理職の割合が低いことや、育児休業や介護休業を取得する男性社員が少ないこと、女性活躍推進のための取組をなかなか進めることができない事業所がある現状が課題として挙げられています。

また、企業アンケートに加え、唐津市内事業所に勤務する従業員に対して実施したグループインタビューでは、実際に会社の中で休暇を取りにくい雰囲気があることや、お茶くみ等が依然として女性の役割になっていること、仕事と家庭との両立が難しいため、管理職等への登用を望む女性が社内で少ないという従業員側からの意見が得られました。

「男女共同参画に関する中学生意識調査(平成30年度実施)」でも、性別による役割分担意識があることに加えて、「男らしく」「女らしく」という固定的な性役割を、先生を含めた大人から言われている現状がありました。

これらの調査結果から、固定的な性別役割分担意識が、家庭や職場、地域の中に根付いており、過去の経験や情報・雰囲気からの思い込みにとらわれている現状が見られました。

今後も引き続き、すべての人が性別にとらわれず、互いをひとりの人間と認め、個性と能力を尊重する男女共同参画の意識の定着とともに、それを行動に結びつけるための取組が必要です。

また、職場や社会などで女性の登用が少ない現状から、女性が社会の中で活躍するためには、男女が共に活躍できる環境の整備も重要となります。

3 前回計画の評価

▼前回計画の達成状況

平成27年3月に策定した唐津市男女共同参画行動計画（第3次）では、4つの基本目標（P●）を掲げ、施策を推進してきました。

（唐津市DV被害者支援基本計画（第2次）及び唐津市女性活躍推進計画は、唐津市男女共同参画行動計画（第3次）の事業と重複する内容が多いため、個別の達成状況の記載は省略しました。）

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

フォーラムや講演会の開催などの啓発活動・情報提供を多用な媒体・テーマを活用し取り組みました。断捨離や防災、男の料理教室など、身近なテーマを題材にした講座では、これまでよりも多くの参加者が集まりました。また、中学生と親子が触れ合う中学校子育てサロンも継続して実施しており、若いうちから男女で子育てを行なう男女共同参画意識の形成に繋がりました。

その結果、市民アンケートによると、「男は仕事、女は家庭」に反対する割合
平成30年調査 … 女性 65.0% 男性 60.3%
平成25年調査 … 女性 45.6% 男性 29.6%
平成20年調査 … 女性 35.7% 男性 25.0%
このように10年間で男女とも反対する率が大きく上昇しています。

また、中学生意識調査の結果によると、「男だから○○しなさい」・「女だから○○しなさい」と言う人の上位は、母親、父親、祖母の順となっています。

このことから性別役割分担意識は、幼児期から家庭において大きな影響を受けることが分かります。

基本目標Ⅱ 男女がともに自立し、いきいきと働き、活動する社会づくり

職場と家庭生活の両立のため、保育支援の充実、子育て・介護に関する情報提供・相談体制の整備や、男性への家事・育児教室を実施しました。

このほか高齢の人・障がいのある人が自立して暮らせるように、関係機関と連携した事業の実施や、地域における男女共同参画推進のために「お出かけ講座支援隊」を開催しました。

第2部 計画策定の背景

また、職場・地域など様々な場面で女性の参画が促進されるよう、企業・団体などへセミナーに関する情報を提供しました。

企業アンケート調査によると「女性管理職（係長相当職以上）」の割合が0%の企業が54.3%と全体の半数以上を占めています。

基本目標Ⅲ 男女間の暴力のない社会づくり

男女間のあらゆる暴力防止のために、平成28年度から毎年度1回DV防止啓発セミナーを開催しており、その他、リーフレットの配布や、パネル展示などの啓発を行なうとともに、DV相談、女性相談、市民相談など、各種、相談体制を充実させました。

また、関係機関と連携しDV被害者の発見通報・保護体制や自立支援体制の整備を行いました。

中学生意識調査によると「デートDVという言葉を知っている」率は、全体で52.3%と半数程度となっています。

基本目標Ⅳ 生涯を通じた健康づくり

各種健康診査事業や健康相談、健康教室・講座・学校訪問などを実施し、生涯にわたる総合的な心と体の健康づくり支援を行いました。また、妊婦健康診査や訪問指導・出産前の夫婦を対象とした講座などにより、女性の健康支援の充実に努めました。

平成30年度5大がんの健康診査受診率は、子宮頸がん23.7%、乳がん13.5%、胃がん14.3%、肺がん17.1%、大腸がん18.6%といずれも受診率が低いことがわかります。

これらの基本目標の実現に向けた事業の実施状況は、平成30年に事業担当課で達成度の自己評価を行なった結果、156施策中101施策（64.7%）が目標をおおむね達成しA評価となっています。（評価の詳細は、参考資料「4 第3次唐津市男女共同参画行動計画などの評価」（P.●●）をご参照ください。）

▼成果目標の達成率

唐津市女性活躍推進計画（平成30～31年度）に掲げた成果目標の達成率は、次のとおりです。

【唐津市女性活躍推進計画：成果指標の達成状況（平成30年度）】

項目	目標値	基準値	実績/達成度
男女共同参画の推進に取り組む事業所数	30事業所	-	28事業所 /93.3%
「女性の大活躍推進佐賀県会議」会員登録数	37事業所	16事業所 (H28)	28事業所 /75.7%
公的審議会の女性登用率	40.0%以上	32.4% (H28)	33.3% /83.3%
市職員 係長以上の女性職員の割合	25.0%	17.2% (H29)	18.9% /75.6%
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度 (男女共同参画に関する唐津市民意識調査)	50.0%	25.4% (H25)	63.3% /126.6%

4 今後の課題

唐津市男女共同参画行動計画（第3次）に掲げた男女共同参画社会実現に向けて、これに寄与する成果もあがっていますが、これからさらに取組を進めていかなければならない課題が残されています。

男女共同参画社会をめぐる社会の動向、男女共同参画に関する市民意識調査などの各種調査、および前回計画の達成状況から本計画策定に向けて考えられる課題は次のとおりです。

◇男女共同参画意識の確立

男女共同参画に関する言葉や認識は徐々に浸透しつつありますが、職場、家庭、地域での男女間の意識の差や、子どもに対して固定的な性別役割分担意識を抱かせる恐れのある言動が見受けられます。

◇生活基盤の整備

男女共同参画社会づくりのためには、その生活基盤が整備されている必要があります。このため、地域防災における女性の参画促進や心身の健康づくりに努めるとともに、あらゆる人々が社会参画できるように、ひとり親家庭など、個々に応じた支援が必要です。

◇誰もが働きやすい職場環境づくり

全国的にも働く女性が増えており、唐津市での女性の就業率は上昇している一方で、家庭における家事は多くは女性が担っていることから、女性の負担は大きくなっています。また、職場では男性中心型の慣習や、風土に基づく性別役割分担を強いられている様子が見受けられます。

◇あらゆる暴力の根絶に向けた推進

DV防止のために啓発活動を実施し、相談体制・関係機関との連携に取り組んできましたが、DVの相談件数は増加傾向となっており、今後も継続して事業を実施する必要があります。

第3部 計画の内容

- 1 基本理念と4つの基本目標
- 2 計画の体系図
- 3 施策の展開

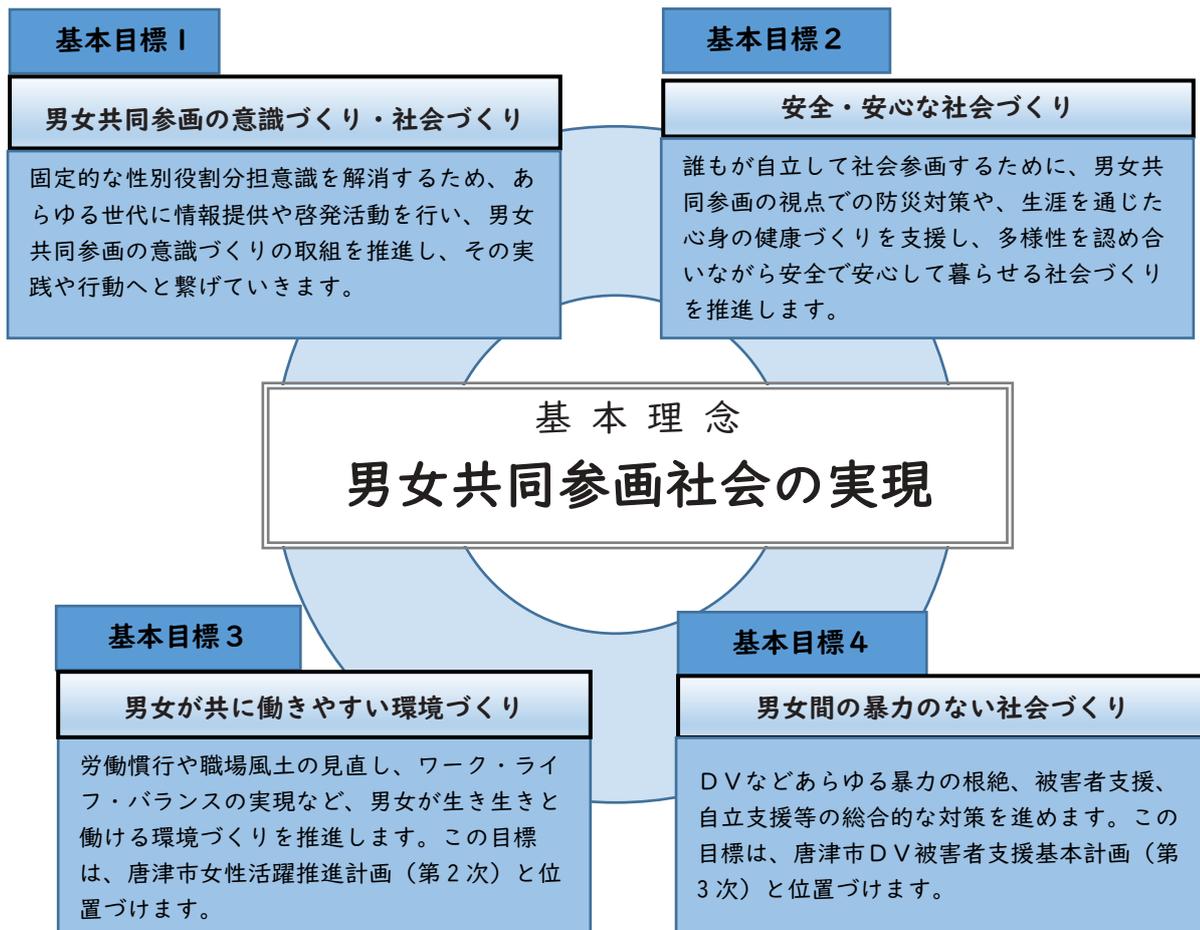
第3部

計画の内容

1 基本理念と4つの基本目標

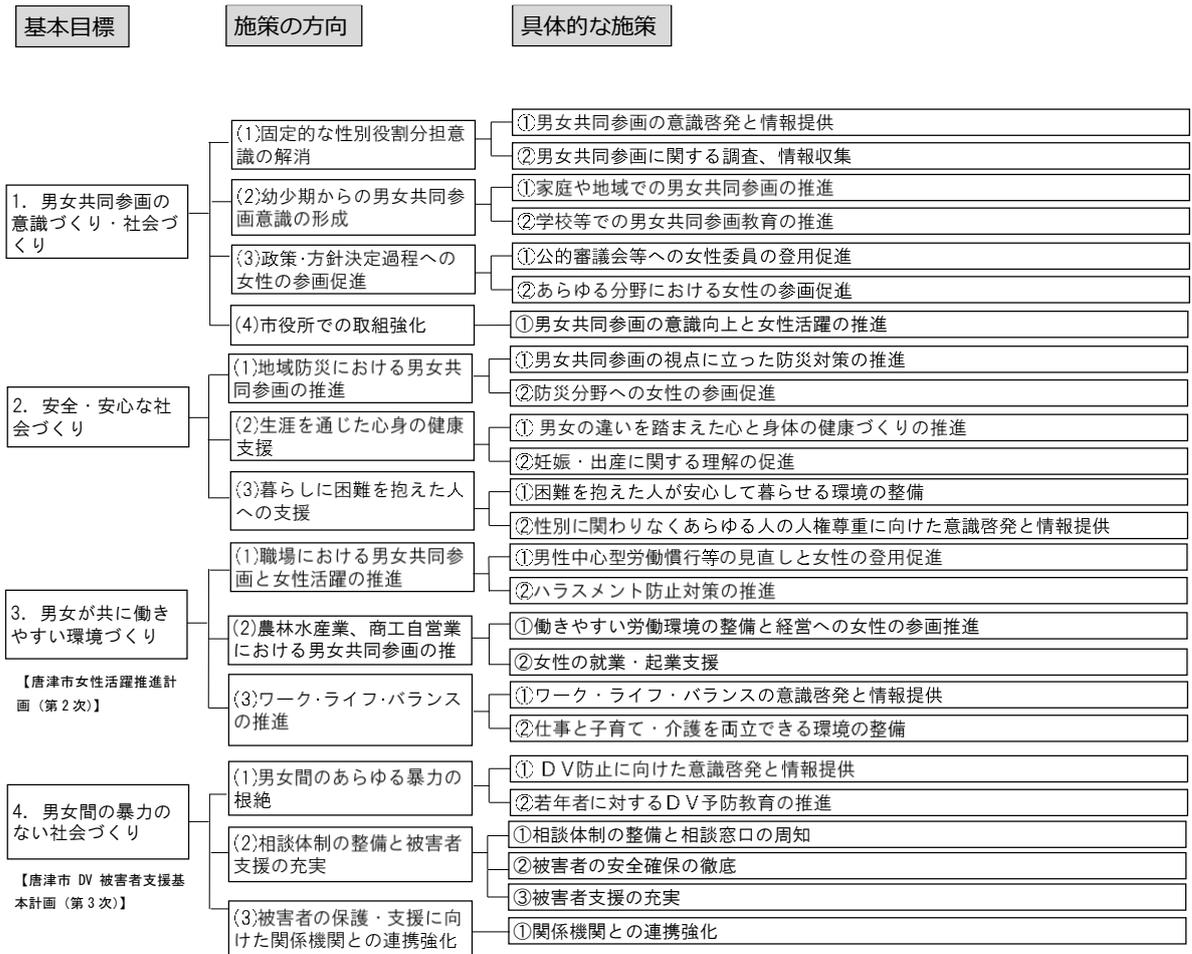
唐津市では、これまでの計画に引き続き、男女共同参画社会基本法の理念を基に、女性も男性も、固定的な観念にとらわれず、一人の人間として自分らしく心豊かに生活できる社会をつくるため、互いに個性と能力を尊重し合い、ともに社会に参画し、その責任と義務を分かち合う「男女共同参画社会の実現」を目指します。

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を設定し、これまでの現状と課題を踏まえ、計画を体系的に推進します。



2 計画の体系図

基本理念 男女共同参画社会の実現



第4次計画で強調している視点

4次計画で強調している視点は次のとおりです。

<男女共同参画の意識づくり・社会づくり>

- (1) 男女共同参画社会の実現のためには、「男は仕事、女は家庭」など性別で役割を決める“固定的な性別役割分担意識”の解消が重要です。老若男女すべての人が、男女共同参画の意義と必要性を理解し、行動できるよう、家庭、地域、学校、職場での意識啓発に取り組みます。
- (2) 政策や方針の決定過程に男女が対等な立場で参画することは、男女共同参画社会の実現にとって不可欠です。政策の立案から実施にわたるすべての過程に、男女共同参画の視点を取り入れるため、女性の登用促進に取り組みます。

<安全・安心な社会づくり>

- (3) 自然災害が増加する中、国が作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を踏まえて、地域防災における男女共同参画の推進に取り組みます。

<男女が共に働きやすい環境づくり>

- (4) 共働き世帯が増加する中、男女が共に仕事と家庭・地域生活を両立させるためには、男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせません。男性中心型の労働慣行等を見直し、男女が共に働きやすい環境づくりを進めます。

<男女間の暴力のない社会づくり>

- (5) 個人の尊厳を侵害する暴力は、性別にかかわらず、一人ひとりが自分らしく生活できる男女共同参画の妨げになります。暴力を未然に防止するため、意識啓発や情報提供の取組を強化します。

3 施策の展開

基本目標 | 男女共同参画の意識づくり・社会づくり

▼基本的な考え方

男女共同参画社会を実現するためには、すべての人が男女共同参画の理念を認識し、必要性を理解することが重要です。性別を意識したものの見方や考え方は、幼少期から家庭や学校、地域の中で無意識に身に付くものです。

性別で役割を決める固定的な性別役割分担意識を解消し、お互いを認め合い、多様な選択ができるよう男女共同参画の理解促進、教育・学習の充実に取り組みます。

また、地域や職場など社会のあらゆる分野で、政策や方針の決定過程に男女が対等な立場で参画することは、男女共同参画社会の実現にとって不可欠です。

これまで女性の参画が少なかった分野に女性が参画することで、多様な価値を反映した社会づくりが期待されます。

一人ひとりが自分らしく、性別や年齢にとらわれない男女共同参画社会の実現に向けて、引き続き、男女共同参画の意識づくりに取り組みます。

▼施策の方向

- (1) 固定的な性別役割分担意識の解消
- (2) 幼少期からの男女共同参画意識の形成
- (3) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (4) 市役所での取組強化

▼成果指標※1

指標名	現状値	目標値 (R6年度)	出典・根拠	計画体系
男女共同参画の認知度（意味を知っている、聞いたことがある）	79.9% (H30年度)	100%	男女共同参画社会 づくりのための市 民意識調査	1-（1）
「夫は外で働き、妻は家庭 を守るべきである」など、 性別で役割を固定する考え 方に反対する割合（反対、 どちらかといえば反対）	62.3% (H30年度)	70%	男女共同参画社会 づくりのための市 民意識調査	1-（1）
大人から「男らしく、女ら しく」と言われたことがあ る中学生の割合	67.9% (H30年度)	0%	男女共同参画に関 する中学生意識調 査	1-（2）
家事を自分・パートナー同 程度に行っていると回答す る男性の割合	24.8% (H30年度)	50%	男女共同参画社会 づくりのための市 民意識調査	1-（2）
審議会等委員に占める女性 の割合	33.3% (H30年度)	40%	唐津市公的審議会 等女性委員登用率	1-（3）
「夫は外で働き、妻は家庭 を守るべきである」など、 性別で役割を固定する考え 方に反対する市職員の割合 （反対、どちらかといえば 反対）	68.8% (H30年度)	80%	男女共同参画社会 づくりのための職 員意識調査	1-（4）

※1 5年後に目指す成果で、『何』を『どのくらい』にするかを表すものです。

施策の方向（1）固定的な役割分担意識の解消

▼現状と課題

市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に、「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせた『賛成率』は2割強となっています。5年前・10年前の調査結果と比べて賛成率は低下傾向にあります。

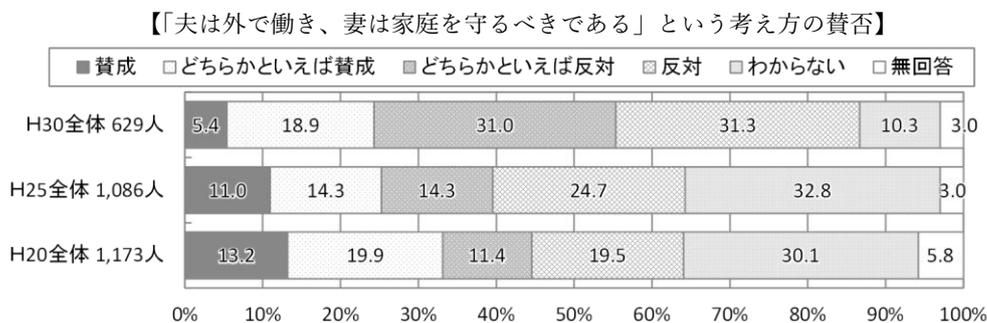
しかし、地域で男女差を感じるような慣習や慣行として「行事の炊き出しやお茶出しなどは女性の役割になっている」など、従来の固定的な性別役割分担意識に基づいたものが未だに見られます。

固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、なぜ男女共同参画が必要なのかを皆で理解し、共有することが重要です。

一方、「男女共同参画」という言葉の認知度は、平成30年度では約80%と、10年間で約50ポイント増加しており、男女共同参画の意識が徐々に浸透していることがわかります。

引き続き、男女共同参画に関する啓発活動や学習機会の充実に努めるとともに、さまざまな媒体を活用して、より効果的な広報と情報提供を行います。

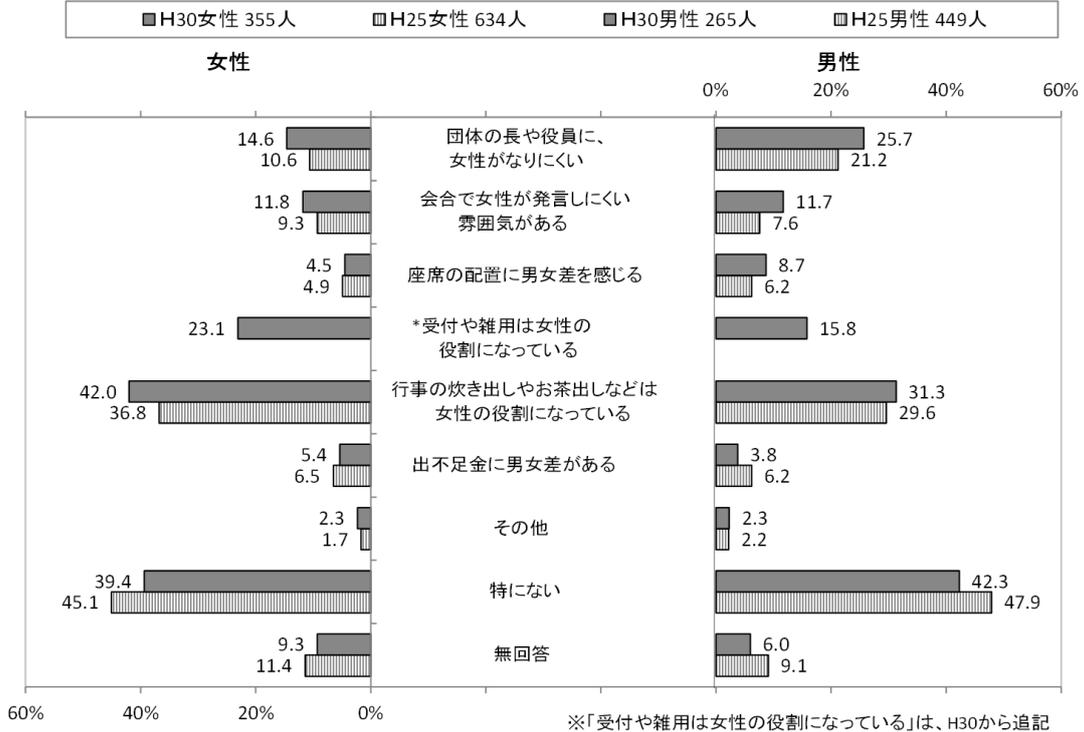
また、男女共同参画に関する各種調査の実施や関連資料を収集することで、現状を把握・分析し、新たな取組に繋がります。



※H20・H25では、設問「男は仕事、女は家庭だと思うのもと、選択肢「わからない」は、「どちらでもよい」として調査を実施

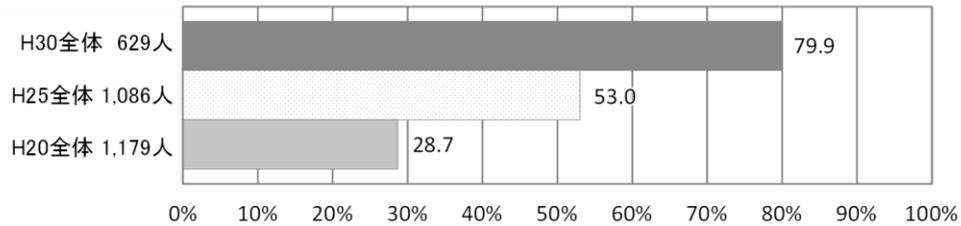
資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問1-(2)

【男女差を感じるような慣習や慣行があるか】



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問15

【「男女共同参画」の認知度】



※H20・H25「知っている」、H30「意味まで知ってる」+「聞いたことがある」割合

資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問25

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①男女共同参画の意識啓発と情報提供		
フォーラム、講演会などの開催	・男女共同参画推進フォーラムへの支援、男女共同参画講演会などを開催する。	男女参画・女性活躍推進課
	・人権に関するフォーラムを開催する。	人権・同和対策課
	・人権標語を募集する。 ・公民館、地域、企業などで人権・同和教育研修や講座を実施する。	生涯学習文化財課
広報・啓発の促進	・男女共同参画週間、人権月間、人権週間など強調期間を中心に、市報、行政放送、ホームページなどで啓発を行う。	男女参画・女性活躍推進課 人権・同和対策課 生涯学習文化財課
市広報の表現技法の研究	・市報、行政放送、ホームページなどで、使用するイラスト・色など、男女共同参画の視点に立った表現に努める。	市政広報課
チラシ、リーフレットなどを活用した意識啓発と情報発信	・配布物にはQRコードを付ける、企業や関係団体などの組織力を活用するなど、情報発信の方法を工夫する。	男女参画・女性活躍推進課
	・人権パネル掲示や、人権作文の掲示を行う。 ・人権啓発懸垂幕を本庁・各市民センターに設置する。	人権・同和対策課
関連図書の展示・貸出	・男女共同参画コーナーを常設し、関連図書の展示・貸出を行う。 ・関連する出版物を積極的に収集し、担当課や市民に提供する。	近代図書館
施策②男女共同参画に関する調査、情報収集		
男女共同参画に関する調査の実施と情報収集	・国、県や民間の調査機関の統計や調査結果などを活用し、男女共同参画を取り巻く情勢の把握に努め、取組に生かす。	男女参画・女性活躍推進課

▼活動指標※1

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
男女共同参画フォーラム、講演会などの参加者数	991人 (H30年度)	1,500人
人権フォーラムの参加者数	100人 (H30年度)	200人

▼関連計画

- ・唐津市人権教育・啓発基本方針

※1 基本目標を達成するために、『どのような活動』を『どのくらい行うか』を表すものです。

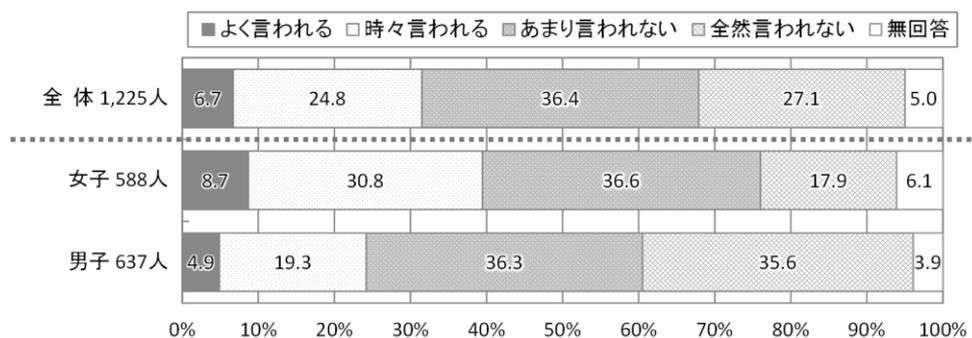
施策の方向（2）幼少期からの男女共同参画意識の形成

▼現状と課題

中学生意識調査では、「男らしさ」や「女らしさ」などを大人から、「よく言われる」「時々言われる」生徒が全体で3割強となっています。そのような「らしさ」を言う人は、「母親」、「父親」など家族をはじめ、「先生」、「知り合い」など中学生の身近な大人が挙げられています。家庭や学校、地域では、無意識のうちに子どもたちに固定的な性別役割分担意識を植え付けてしまう可能性があることを、周囲の大人が認識することが必要です。

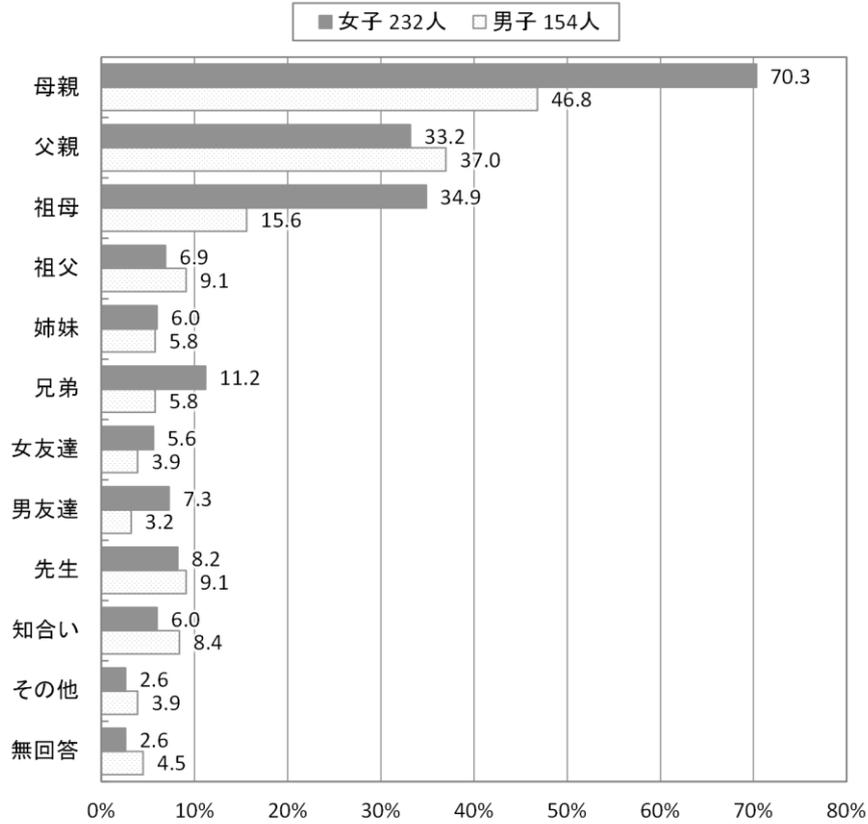
次世代を担う子どもたちが、個性と能力を発揮して、健やかに成長し、幼少期からの男女共同参画の理解や、将来を見通した自己形成ができるように、家庭や学校、地域で男女共同参画の推進に取り組みます。

【「男・女らしさ」などを大人から言われる頻度】



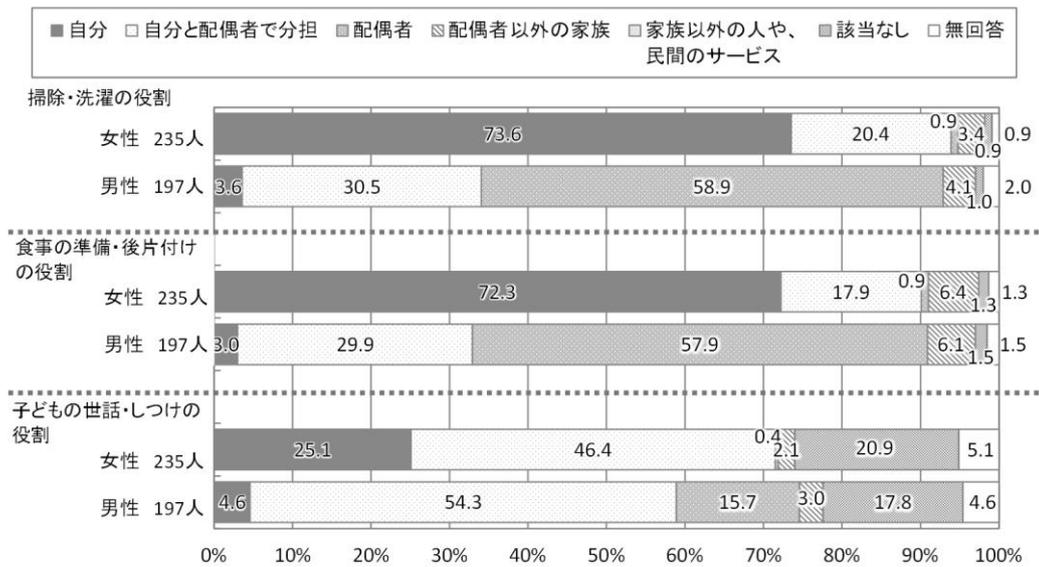
資料：男女共同参画に関する中学生意識調査（平成30年）：問3

【「男だから・女だから」などを言う人】



資料：男女共同参画に関する中学生意識調査（平成30年）：副問5-1

【家庭の中での役割】



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問2-(1)(2)(7)

第3部 計画の内容

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①家庭や地域での男女共同参画の推進		
家庭に関わる意識の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の家事・育児・介護参画を促進する講座を開催する。 ・家族のコミュニケーションを高める講座を開催する。 	男女参画・女性活躍推進課 生涯学習文化財課
	<ul style="list-style-type: none"> ・父親向けのミニブックを配布し、子育ての意識啓発を行う。 ・夫婦で、妊娠・出産・子育てを学ぶ「もうすぐママパパサポート教室」を開催する。 	保健医療課
市民団体と連携した学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体等が開催する集会などと併せて、出前講座を実施する。 	男女参画・女性活躍推進課
子どもの体験活動に関わる地域のリーダー、子育て世代の親等への男女共同参画の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の核となる公民館事業などを利用し、子どもの成長・発達の段階に応じた広報・啓発を行う。 	生涯学習文化財課
青少年にとって有害な環境の浄化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回及び相談、補導などの活動や、地域と共に見守り活動を行う。 	生涯学習文化財課
青少年の相談窓口を整備	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生から19歳までの青少年とその家族の心の問題の相談やケアを行う。 	生涯学習文化財課

施策②学校等での男女共同参画教育の推進		
教職員の意識向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定的な性別役割分担意識にとらわれない学校運営について、校長研修会・教頭研修会などを通じて指導する。 ・ 男女共同参画の意識向上に向けた各種研修への参加を呼びかける。 ・ 女性リーダー育成に向けた意識づけを行う。 	学校教育課
学校での人権・男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権意識を高め、男女平等であることを低学年から身に付けられるように人権標語、人権ポスターを募集する。 	生涯学習文化財課 人権・同和対策課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校子育てサロンなどを通して、人権・男女平等教育の機会を作り、男女関係なく育児や保育を学ぶとともに、命の尊さなどを考える場を提供する。 	生涯学習文化財課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校で開催する子ども、保護者、教職員を対象とした研修会向けの補助教材や、講座の情報を提供する。 	男女参画・女性活躍推進課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
市民団体と連携した講座などの参加者数	635人 (H30年度)	700人
男性の家事・育児・介護参画を促進する講座の実施回数	32回 (H30年度)	40回

▼関連計画

- ・ 唐津市人権教育・啓発基本方針
- ・ 唐津市教育大綱

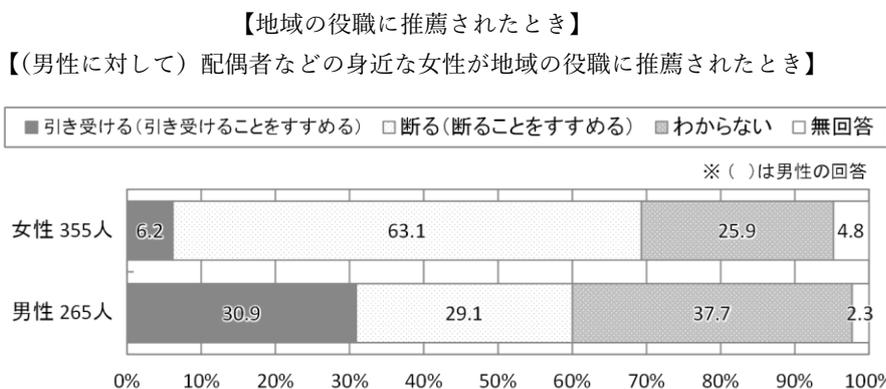
施策の方向（3）政策・方針決定過程への女性の参画促進

▼現状と課題

唐津市の公的審議会等の女性登用率は、男女共同参画行動計画（第3次）（平成27年度～令和元年度）の目標値40.0%以上に対して、平成21年度から3割前後と横ばいで推移しています（P●；第2章参照）。教育委員や民生委員・児童委員は、男女比が同程度となっているものの、その他の委員は、いまだ女性が十分に参画しているとは言えない状況です。更なる女性の参画を目指し、引き続き登用率向上に向けた取組の推進が必要です。

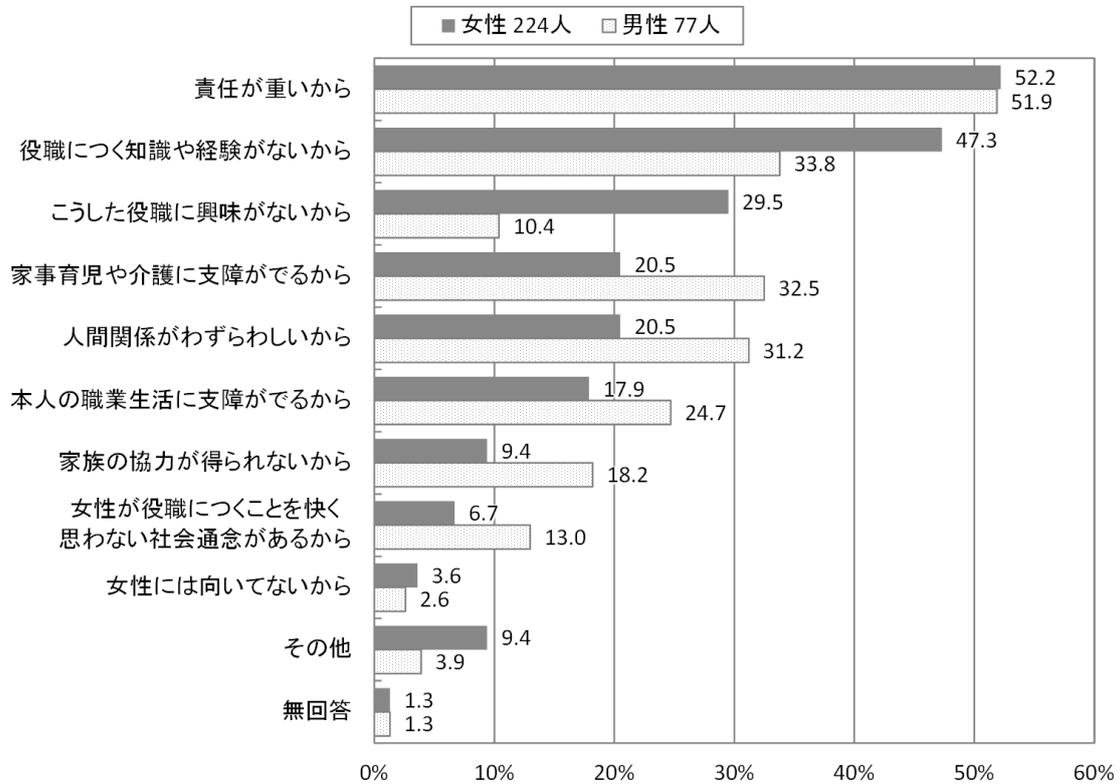
一方、市民意識調査では、地域の役職に推薦された時に、女性は「断る」が6割強と、女性自身が消極的な傾向が見られますが、断る理由として「責任が重いから」「役職につく知識や経験がないから」が多く挙げられています。

男女が社会の対等な構成員として政策や方針を決定する場で意見を述べ合うことで、多様な視点や価値を反映した社会を実現するため、公的審議会をはじめ、政治等あらゆる分野への女性の参画促進に取り組みます。



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問17

【役職の長の推薦を断る理由】



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：副問17-1

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①公的審議会等への女性委員の登用促進		
女性委員登用に向けた意識啓発	・女性委員の登用が進まない審議会等に委員候補者の情報を提供するなど、登用を働きかける。	男女参画・女性活躍推進課
唐津市女性人材バンク登録者の拡大	・審議会等への女性委員候補として唐津市女性人材バンクの登録者の拡大に努める。	男女参画・女性活躍推進課

第3部 計画の内容

施策②あらゆる分野における女性の参画促進		
人材育成や女性参画促進のための講座や研修などの実施と情報提供	・あらゆる分野に女性が積極的に参加できるように、人材育成に向けた講座や研修の実施や情報提供を行う。	男女参画・女性活躍推進課
男女共同参画を推進する市民グループ、団体などとの連携強化	・地域で活動する団体と連携して、公民館などで男女共同参画に関する講座を実施する。	生涯学習文化財課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
唐津市女性人材バンク登録者数	21人 (H30年度)	30人

施策の方向（４）市役所での取組強化

▼現状と課題

唐津市では、男女共同参画行動計画（第3次）（平成27年度～令和元年度）で、市職員における係長以上の女性職員の割合を目標値25.0%としていましたが、平成31年度当初で19.4%と目標達成には至っていません。（P●；第2章参照）

市のあらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れることは、社会に与える影響も大きいことから、職員一人ひとりが男女共同参画の意義や必要性についての理解を深め、率先して行動することが、男女共同参画社会の実現に不可欠です。

このため、職員に対する啓発と男女共同参画意識の徹底・向上に取り組めます。また、職員の意識向上をより具体的かつ実践的に進めるため、ワーク・ライフ・バランスの推進や管理職への女性の登用促進など、唐津市特定事業主行動計画に基づき、男女共同参画の模範となる組織づくりに取り組めます。

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①男女共同参画の意識向上と女性活躍の推進		
男女共同参画の意識の徹底、向上	・全職員を対象に男女共同参画意識の徹底に向けた啓発・研修を実施する。	人事課
係長以上の女性職員登用の促進	・性別にかかわらず、意欲や能力、業務実績による適正な配置に努める。	人事課
セクシュアル・ハラスメントなどの被害者相談窓口の整備・周知	・職員相談員による相談受付など、総合的な課題の解決と職場環境の整備を行う。	人事課
ワーク・ライフ・バランスの推進	・業務の削減、超過勤務の縮減、休暇取得率の向上など、働き方を見直しと仕事と家庭・地域生活を調和する取組を進める。	人事課

第3部 計画の内容

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
男女共同参画に関する職員研修の実施回数	1回 (H30年度)	毎年1回以上
係長以上の女性職員の割合	19.4% (H31.4.1現在)	25%
男性職員の育児休業取得率	0% (H30年度)	5%
職員一人当たりの年次休暇取得率	55.5% (11.1日)	65% (平均13日)

▼関連計画

- ・唐津市人材育成基本方針
- ・唐津市特定事業主行動計画

基本目標2 安全・安心な社会づくり

▼基本的な考え方

近年、集中豪雨や予期せぬ地震など、自然災害が増えており、市民の防災意識は高まっていると考えられますが、その一方で、避難所等における男女で異なったニーズや状況への配慮がないことや、地域住民同士の繋がりが希薄になっていることが指摘されています。

特に災害時は、平常時の社会の課題が一層顕著に表れるため、これまでの慣行や考えにとらわれない男女共同参画の視点で地域防災を考え、避難所運営マニュアルの設計や、共に助け合う地域コミュニティを形成するなど、災害時に備えた意識の醸成と具体的な取組を検討します。

また、男女が生涯を通じて生き生きと過ごすためには、心身の健康を保つことが重要です。特に女性は、妊娠・出産や特有のがんなどの健康問題に直面する可能性があります。一方、近年社会問題になっている自殺は、男性が多い傾向にあります。男女共同参画社会実現に向けて、男女の特性に応じた心身の健康づくりに取り組みます。

さらに、女性は、出産・育児・介護などの事情で就業の中断を余儀なくされたり、非正規雇用労働者が多いことなど、男性に比べて貧困などの生活上の困難に陥りやすくなっています。こうした女性の貧困問題をはじめ、高齢の人、障がいがある人、外国人及びLGBTs※1（性的少数者）であることなどを理由に、地域でさまざまな困難を抱える人が、日常に感じている不安や不便を軽減し、すべての人が自立した生活を送れるよう、環境整備に取り組みます。

▼施策の方向

- (1) 地域防災における男女共同参画の推進
- (2) 生涯を通じた心身の健康支援
- (3) 暮らしに困難を抱えた人への支援

※1 恋愛の対象が同性や両性である人や、生まれたときの性別に違和感を持つ人、性同一性障害の人などを「LGBTs」（エル・ジー・ビー・ティー・ズ）と呼ぶことがあります。偏見や差別をなくし、正しい理解を深めることが必要です。

第3部 計画の内容

▼成果指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)	出典・根拠	計画体系
消防団員に占める女性の割合	47人 (H31年度)	111人	全団員数(3,711人)の3%を目指す(佐賀県の目標に準じる)	2-(1)
がんの検診受診率	子宮頸がん 23.7% 乳がん 13.5% (H30年度)	50%	佐賀県の重点目標「女性特有のがん対策を総合的に推進」に基づくもの	2-(2)

施策の方向（Ⅰ）地域防災における男女共同参画の推進

▼現状と課題

これまでの大規模災害の避難所生活では、平常時の固定的な性別役割分担意識が反映され、炊き出しなど女性の負担が大きかったこと、性別によって異なるニーズや状況への配慮が行き届かなかったこと、避難所でのDVや性被害の未然防止の必要性などが指摘されています。

国は、これまでの災害対策における経験を基に、平成25年「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成し、地方公共団体が災害時に男女共同参画の視点で取り組む際の基本的事項を示しています。平成30年に策定された「唐津市地域防災計画」でも、市民に対する防災知識の普及にあたっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いや、意思決定の場に女性の参画が重要であることなど、男女双方の視点に十分に配慮することが求められています。

このことから、女性の視点に立った避難所運営、防災対策の推進、防災会議や、消防団などへの女性参画促進に取り組めます。

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①男女共同参画の視点に立った防災対策の推進		
市民の防災体制の構築の奨励や支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の設立と活動を支援する。 ・出前講座を通して、自主防災組織における男女共同参画の視点の必要性の周知や防災に関する知識の普及に努める。 	危機管理防災課
男女のニーズに配慮した避難所運営と物資の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の専用物干し場、更衣室、授乳室及び男女別トイレの設置、生理用品・女性用下着（女性による配布）など、女性や子育て家庭に配慮した避難所運営に努める。 	危機管理防災課
地域防災における男女共同参画の必要性の啓発・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点を取り入れた、避難所運営のマニュアル作成や地域防災計画の周知を行う。 	危機管理防災課
災害時・災害復興時の男女共同参画の取組に関する調査と情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県や他の自治体及び民間の調査機関の調査結果や事例などを活用し、災害時・災害復興時の取組について情報収集し、関係課に周知する。 	男女参画・女性活躍推進課

第3部 計画の内容

施策②防災分野への女性の参画促進		
消防団などへの女性の参加促進の啓発	・予防活動、後方支援、避難所運営など活動の内容を具体的に周知しながら、消防団などへの女性の参加促進に向けた広報を行う。	地域消防課
防災分野への女性の積極的参加の啓発	・自主防災組織による防災訓練や防災リーダー研修会等への女性の参画の促進に努める。	危機管理防災課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
自主防災組織、住民向け防災説明会実施	15回 (H30年度)	15回

▼関連計画

- ・唐津市地域防災計画

施策の方向（2）生涯を通じた心身の健康支援

▼現状と課題

唐津市では、からつ元気いっぱい健康プラン21（平成24年度策定）に沿って、生活習慣病の予防や改善、健康づくりのための環境整備への取組を計画的に実施していますが、女性は妊娠・出産や、特有の健康上の問題などに直面することに留意する必要があります。

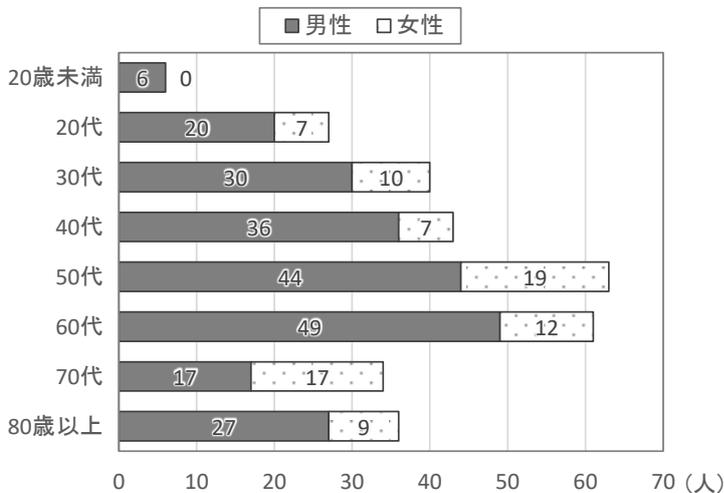
近年社会問題になっている自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺者の男女比は男性が女性の3倍に上っています。市民意識調査の結果では、「弱音を吐けないこと、悩みを相談できないこと」をつらいと感じる男性の姿がみられました。

また、女性の身体を守るために知っておいた方がよいこととして、男女ともに「妊娠・出産について」、「更年期障害・婦人科系の病気について」が多く挙げられています。

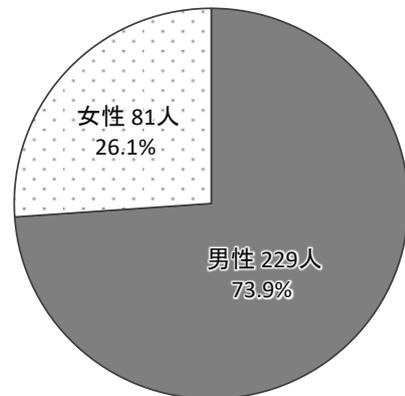
働きながら妊娠・出産を迎える女性が増えていますが、母性を尊重され、安心して子どもを生むことができる環境を整備することは、女性の能力発揮の促進に加え、生涯を通じた女性の健康確保などの観点からも重要な課題です。

男女がともに健康を適切に管理・改善していくために、各種健康診査の受診促進や健康相談の充実など、男女の違いを踏まえた心と身体の健康づくりと、妊娠・出産に関する理解促進に取り組めます。

【唐津市性別、年齢別自殺者数】



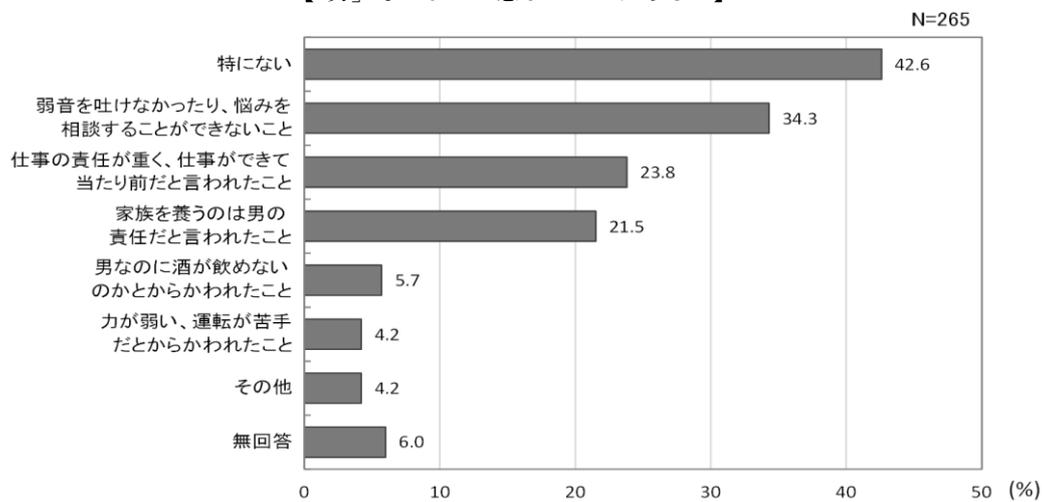
【唐津市性別自殺者数】



資料：●●

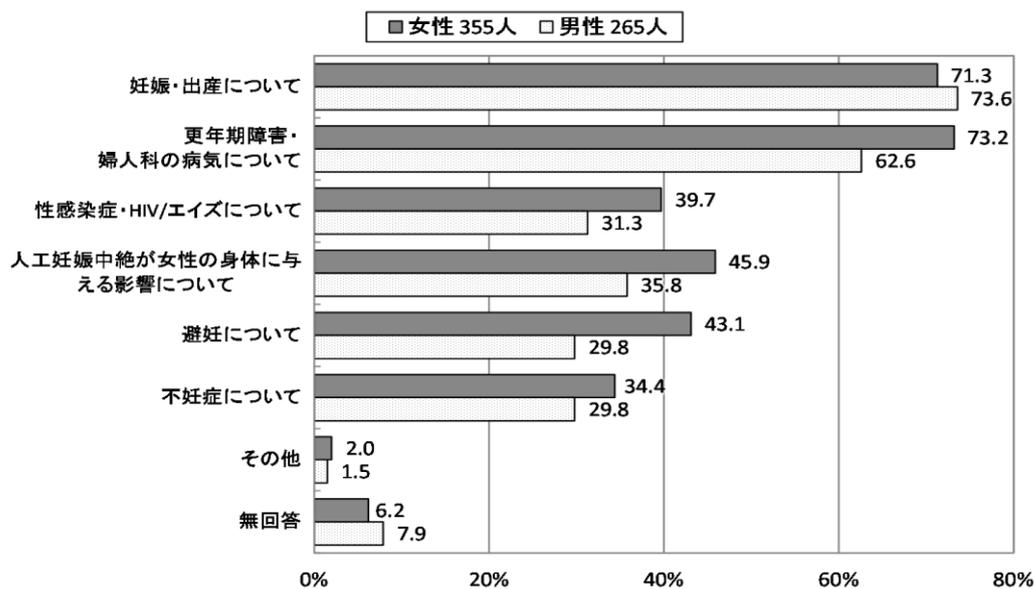
第3部 計画の内容

【「男」もつらいと感じたことはあるか】



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問14

【女性の身体を守るために、知っていた方がよいこと】



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問13

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①男女の違いを踏まえた心と身体の健康づくりの推進		
身体の健康づくりの場の確保	・生活習慣病予防のための、健康づくりを推進する。	保険年金課 保健医療課
特定健康診査などの各種健康診査の受診促進、特定保健指導の参加促進	・がん検診の受診を促進する。	保健医療課
	・特定健康診査の受診を促進する。	保険年金課 保健医療課
健康相談の充実	・生活習慣病重症化予防のための保健指導を充実する。	保健医療課
	・高齢者が、介護を必要とせずに安心して生活できるように健康相談及び介護予防のケアマネジメントなどの支援を実施する。	高齢者支援課
薬物乱用防止対策の充実、喫煙・飲酒の人体への影響に関する知識の啓発	・広報誌やホームページなどを活用して人体への影響を啓発する。	保健医療課
メンタルヘルスケア、心の病を予防する対策の充実	・ゲートキーパーや民生・児童委員など地域での連携・協力による自殺予防の取組を行う。	保健医療課
県、医療、福祉、労働の各関係機関の連携強化と情報共有	・健康づくり推進協議会や健康づくりネットワーク会議等、関係団体等との連携強化と情報共有を進める。	保健医療課
健康づくりイベントの開催	・生活習慣病予防のため、各年齢層の体力に応じたスポーツ大会を開催し、市民の体力向上と健康づくりの推進を図る。	スポーツ振興課

第3部 計画の内容

施策②妊娠・出産に関する理解の促進		
男女ともに妊娠、出産、産後への理解を深めるための意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・育児について同居家族などへの意識啓発を行う。 ・身体的にリスクが高い妊婦とパートナーを対象に「もうすぐママパパサポート教室」を開催し、妊娠期から協力してセルフケアに取り組めるよう啓発を行う。 	保健医療課
	<ul style="list-style-type: none"> ・働く女性の母性保護の啓発を行う。 	商工振興課
妊娠・出産・育児に関する相談・保健指導・健診の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診結果をもとに、指導や不妊・不育に関する相談支援、予期しない妊娠等に関する相談などを行う。 	保健医療課
母子保健対策事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠後期から産後（新生児早期）までの周産期医療体制を充実し、母親と子どもの健康を守る。 	保健医療課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
特定健康診査※1の受診率	39.7% (H30年度)	50.0%
特定妊婦※2の数 (支援計画をたてた数)	119人 (H30年度)	—

▼関連計画

- ・からつ元気いっぱい健康プラン21
- ・唐津市自殺対策計画

※1 糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防するための健康診査です。

※2 若年や経済的な問題、心身の不調などで、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことです。

施策の方向（3）暮らしに困難を抱えた人への支援

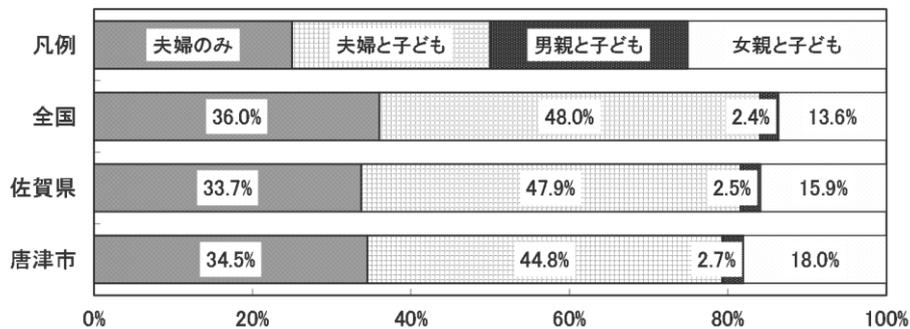
▼現状と課題

女性は、出産・育児などで就業を中断する人や非正規雇用労働者が多いため、男性に比べて安定した所得を得ることができず、貧困など生活上の困難に陥りやすくなっています。また、男女の置かれた状況の違いから、ひとり親、高齢の人、障がいのある人、外国人などは、女性であるために一層困難を抱えることがあります。唐津市は、ひとり親世帯の割合が国や佐賀県と比較して高く、自立に向けた支援が必要です。

市民意識調査では、LGBTs※1（性的少数者）の認知状況は、「言葉の意味まで知っている」人は4割弱で、中学生意識調査では、「自分の性や、心の性に悩んだことがある」と回答した生徒は約1割という結果が出ています。LGBTsの人は、周囲の理解不足や偏見などで、日常生活上の困難に直面することが多いと言われており、多様な生き方を理解し尊重する取組が、今後ますます重要になっています。

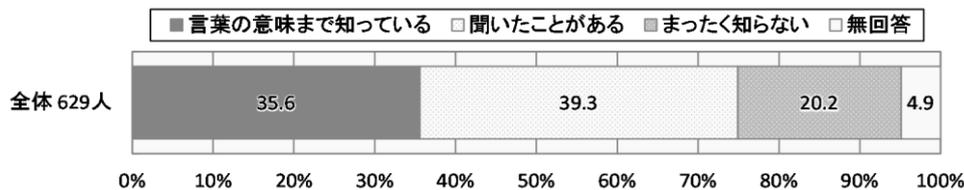
このため、さまざまな困難を抱えた人々が自立し安心して暮らすことができる環境の整備と、あらゆる人の人権尊重に向けた意識啓発や情報提供に取り組みます。

【核家族世帯の家族類型別構成】（再掲）



資料：国勢調査

【「LGBTs（性的少数者）」の認知度】

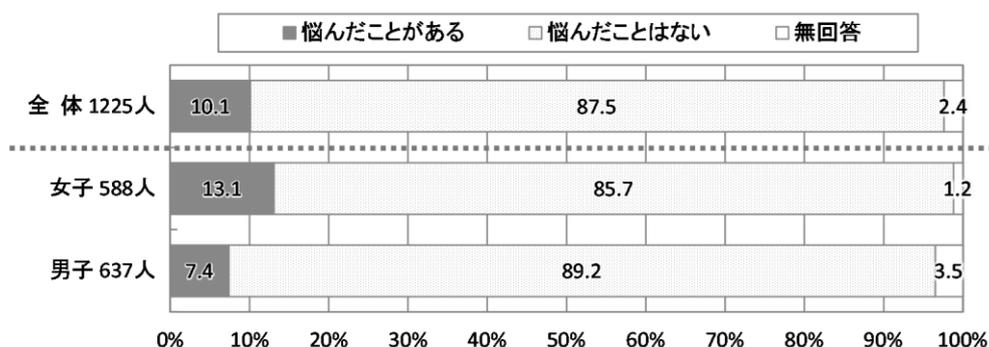


資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問16

※1 愛の対象が同性や両性である人や、生まれたときの性別に違和感を持つ人、性同一性障害の人などを「LGBTs」（エル・ジー・ビー・ティー・ズ）と呼ぶことがあります。偏見や差別をなくし、正しい理解を深める必要があります。

第3部 計画の内容

【自分の性、心の性に悩んだことがあるか】



資料：男女共同参画に関する中学生意識調査（平成30年）：問17

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備		
ひとり親家庭の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親の就職に必要な知識・技能の取得に支援を行う。 ひとり親の就職に有利で生活の安定に資する資格取得に支援を行う。 ひとり親家庭の児童の進学、就職等資金の貸付けの支援を行う。 	子育て支援課
ひとり親家庭の居住支援	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯の優先入居（抽選回数2回）を実施する。 	建築住宅課
高齢の人が安心して暮らせる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 高齢の人の生活支援体制を整備する。 高齢の人の見守り体制づくりを推進する。 	地域包括支援課
	<ul style="list-style-type: none"> 在宅福祉サービスや施設介護の充実など、介護支援体制の充実に努める。 	高齢者支援課
障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の生活を支援するとともに、その家族の身体的・精神的負担も軽減し、地域での生活を支援する。 専門の相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）が必要に応じて関係機関とも連携しながら、サービスや社会資源の利用援助、情報提供などを行い、社会参加や自立を支援する。 緊急時の対応や、障がいのある人が単身であっても地域で安心して生活できるよう、「地域生活支援拠点等」の整備を進める。 	障がい者支援課

施策②性別に関わりなくあらゆる人の人権尊重に向けた意識啓発と情報提供		
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「同和問題啓発協調月間」、「人権週間」に広報活動、講演会、パネル展、懸垂幕設置などを実施する。 ・企業の社内研修などに講師を派遣して企業の人権意識の高揚を図る。 	人権・同和対策課
人権研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢の人の人権問題や、障がいのある人との共生社会の実現のために関心と理解を深める人権研修の推進を行う。 ・性的指向や性自認等に関する問題に関心と理解を深める人権研修を行う。 	生涯学習文化財課
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局が設置する人権相談や、佐賀県DV総合対策センターが設置するLGBT相談窓口を、市ホームページや市報などを活用して周知する。 ・民間の支援団体の情報提供を行う。 	人権・同和対策課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
(ひとり親家庭) 自立支援教育訓練給付金利用人数	4人 (H30年度)	—
(ひとり親家庭) 高等職業訓練推進資金貸付金利用人数	23人 (H30年度)	—
公民館等での人権研修・講座の開催数	155回 (H30年度)	192回 (R1年度) 単年度で目標設定

▼関連計画

- ・唐津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- ・唐津市地域福祉計画・唐津市地域福祉活動計画
- ・唐津市人権教育・啓発基本方針
- ・唐津市障がい者基本計画・からつ自立支援プラン
- ・唐津市子ども・子育て支援事業計画

基本目標3 男女が共に働きやすい環境づくり

▼基本的な考え方

人口減少社会を迎え、老年人口は増加し、年少人口・生産年齢人口は減少するなど、わが国の社会構造は大きく変化しています。唐津市も例外ではなく、人口減少に伴い一人暮らし世帯や核家族世帯が増加し、一世帯あたりの世帯構成員が減少することで、家庭生活における家族ひとりあたりの負担は大きくなっています。(P●；第2部参照)

共働き世帯が増加している一方で、家庭での掃除・食事の準備等の家事、育児や介護は、その多くを女性が担っており、働きながら家事・育児・介護をする女性にとって大きな負担となっています。また、昇進や職場での研修の機会に男女差があるなど、女性の継続した就業やキャリアアップは、依然として男性と比較すると難しい状況にあります。このため、各個人の意識の向上だけでなく、男性中心型の労働慣行や長時間労働を前提とした職場風土を見直し、労働時間の短縮、柔軟な働き方や休暇制度、男女ともに育児・介護休業を取得しやすい就労環境の整備を推進します。

一方、農林水産業や、商工自営業に従事する人の就労状況は、仕事と家庭との区別が難しいことから、企業などで働く労働者とは別の視点で考える必要があります。

さらに、以前より男性の家事や育児への参加は増加傾向にありますが、女性の社会参加が進むなかで、男女がともに仕事と家庭や地域生活を両立できるように、ワーク・ライフ・バランス※1の実現に向けた取組が必要です。

▼施策の方向

- (1) 職場における男女共同参画と女性活躍の推進
- (2) 農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進
- (3) ワーク・ライフ・バランスの推進

※1 ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指します。

▼成果指標

指標名	現状値	目標値 (R6 年度)	出典・根拠	計画体系
市内企業の女性管理職 (課長職以上) 登用率	19.7% (H30 年度)	25.0%	女性活躍推進に関する企業アンケート調査	3- (1)
女性活躍推進の取組を進めている企業の割合	41.7% (H30 年度)	50.0%	男女共同参画社会づくりのための企業アンケート調査	3- (1)
女性農業委員数 (全 19 人)	3 人 (H31 年度)	7 人	唐津市農業委員会	3- (2)
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度(意味まで知っている又は聞いたことがある)	63.3% (H30 年度)	100%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査	3- (3)

施策の方向（1）職場における男女共同参画と女性活躍の推進

▼現状と課題

法律や制度によって、女性の働く環境は徐々に整備されてきましたが、未だに昇進・昇給や賃金など、性別による格差があります。

市内企業の係長相当職以上に占める女性の割合は、2割程度に留まっており、女性活躍推進に関する取組が進まない企業は、半数以上に上ります。

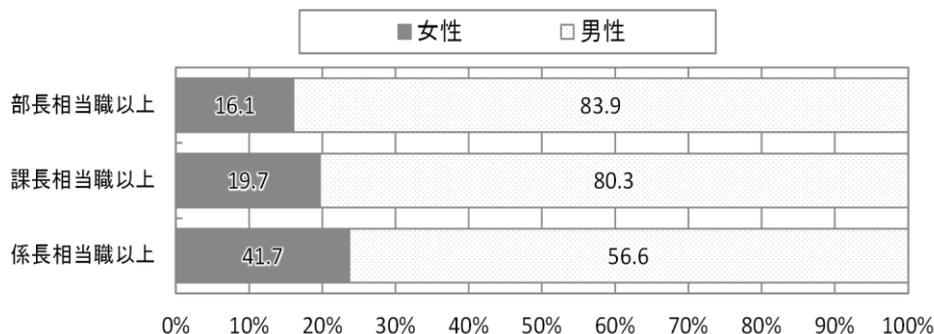
また、核家族化が進行する中、共働き世帯が増えていることもあり、家事・育児・介護を考慮した配置や勤務時間の設定が求められています。

男女がともに働きやすい職場づくりのため、男性中心型の労働慣行の見直しや、女性の積極的登用など、経営者・管理職の意識改革に取り組みます。

さらに、2019年6月に労働施策総合推進法が改正され、職場でのパワーハラスメント対策が事業主の義務となり、セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されました。

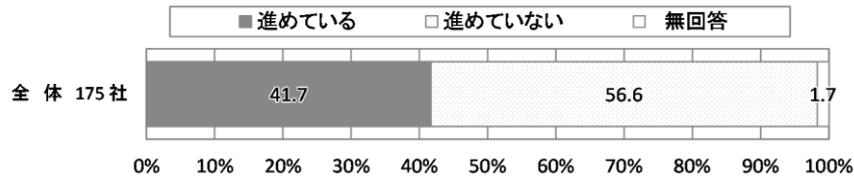
本市では、ハラスメントに関する相談窓口の設置や、社内規定でハラスメント防止措置等に取り組んでいる企業もありますが、一方で、取組を進めることができていない企業は少なくありません。誰もが快適に働ける職場環境づくりのために、ハラスメント行為の防止の啓発などに取り組みます。

【唐津市内企業における係長相当職以上に占める女性の割合】



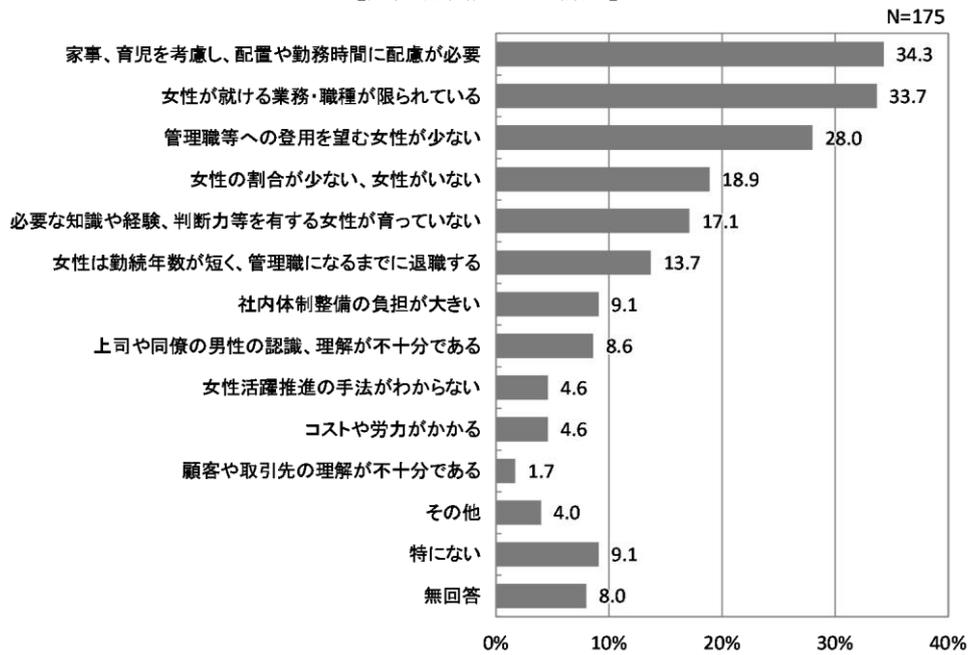
資料：唐津市女性の活躍推進に関する企業アンケート（平成30年）：問4

【女性活躍推進に関する取組状況】



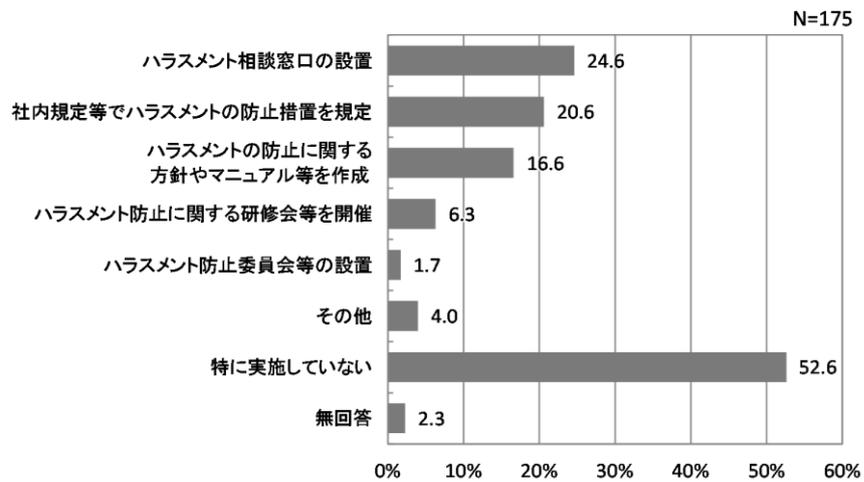
資料：唐津市女性の活躍推進に関する企業アンケート（平成30年）：問7

【女性活躍推進への課題】



資料：唐津市女性の活躍推進に関する企業アンケート（平成30年）：問8

【企業における各種ハラスメント対策の実施内容】



資料：唐津市女性の活躍推進に関する企業アンケート（平成30年）：問16

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①男性中心型労働慣行等の見直しと女性の登用促進		
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法、パートタイム労働法など雇用主の義務に関して広報を実施する。 ・女性の結婚・出産などを理由とする不利な扱いなど、差別的慣行の撤廃を推進する。 ・男女を問わない育児・介護休業制度などの普及や休暇を取りやすい職場環境づくりの啓発を行う。 	商工振興課
	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者や管理職の意識改革に向けた啓発や情報提供を実施する。 ・女性の管理職登用や従業員の子育て・介護支援などの先進的な取組事例を市ホームページで発信する。 	男女参画・女性活躍推進課
企業の取組促進に向けた支援制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進や従業員の子育て・介護支援などに取り組む事業所の情報を市ホームページで発信する。 ・公共調達における受注機会の増大など奨励制度を検討する。 	男女参画・女性活躍推進課
施策②ハラスメント防止対策の推進		
ハラスメント防止対策の啓発・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・職場での各種ハラスメント防止対策の啓発や情報提供を行う。 	商工振興課 男女参画・女性活躍推進課
企業への人権教育啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・企業でのメンタルや長時間労働、人権侵害防止等の人権啓発教育を推進する。 	生涯学習文化財課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
市内事業所の「女性の活躍推進佐賀県会議 ※1」会員登録数	28 事業所 (H30年度)	43 事業所

※1 女性の活躍推進佐賀県会議とは、佐賀県内経済団体が中心となり、女性の活躍による地域経済の活性化を推進するために設置され、県としても経済団体等と連携し、推進しています。

施策の方向（2）農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進

▼現状と課題

本市の農家人口は13,518人（農林水産省「農林業センサス」：平成27年）で、うち女性は6,813人と全体の約半数を占め、経営者または家族従事者として生産や経営の重要な担い手となっています。しかし、農林水産業や商工自営業に従事する人は、時間的にも空間的にも仕事と生活の区別がつけにくく、特に女性は家事なども含め、長時間労働になりやすくなっています。

また、性別や世代による固定的役割分担意識や、これに基づく慣習・慣行が根強く残っていることから、経営や意思決定過程に女性が参画することが難しくなっています。

女性が男性と対等に経営などに参画できるようにするため、一人ひとりの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりの促進や、女性の技術・能力向上に向けた情報提供などに努め、子育てや介護などで離職した女性の再就職に向けて、職業訓練などの能力開発や求人などの情報提供を行います。さらに、女性の起業にあたっては、男性と異なった課題や困難に直面すると考えられるため、制度や相談窓口などの情報提供やセミナーの開催など、起業に必要な支援に取り組みます。

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①働きやすい労働環境の整備促進と経営への女性の参画推進		
労働環境の整備促進	・農林漁業従事者の労働時間の適正化や定期的な休日取得など、職場環境の整備を指導する。	農政課 水産課
	・家族経営協定※1の普及や締結の支援を行う。 ・就業規則の改善を推奨する。	農政課 農業委員会
女性の参画促進に向けた情報提供	・国や県が主催する女性の経営参画促進に向けた講座などの情報提供を行う。	商工振興課 男女参画・ 女性活躍推進課

※1 家族経営協定とは、農業経営を担っている世帯員相互のルールを文書にして取り決めたものです。家族経営が中心の日本の農業に、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするためには、経営における家族一人一人の役割と責任を明確にして、個人の意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。

第3部 計画の内容

主な取組	内容	担当課
施策②女性の就業・起業支援		
再就職やスキルアップに関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携して就職・再就職・就業継続に関する支援制度などの情報提供を行う。 ・再就職支援セミナー、能力開発セミナーなどの情報提供を行う。 	商工振興課 男女参画・女性活躍推進課
起業に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・起業支援に関する情報や融資制度などの情報提供を行う。 	商工振興課
	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の多角化・複合化や6次産業化を促進する能力開発、起業支援を行う。 	農政課
起業・経営相談窓口の開設	<ul style="list-style-type: none"> ・起業前から事業拡大まで、経営上の問題解決に向けた相談窓口を開設し、支援する。 	商工振興課
スキルアップの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の多角化・複合化や6次産業化を促進する能力開発、起業支援に関する情報提供を行う。 	農政課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
家族経営協定の締結数	153件	197件

施策の方向（3）ワーク・ライフ・バランスの推進

▼現状と課題

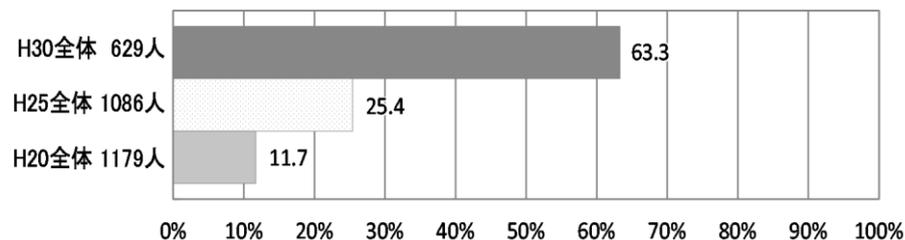
女性の社会参画を推進する上で、男女がともに仕事と家庭や地域生活を両立させることが重要です。

市民意識調査では、「ワーク・ライフ・バランス」の認知度は6割強となっており、この10年間で知っている人が大きく増加していますが、掃除や洗濯、食事の準備・後片付け、日常の買い物などは、依然女性の負担が大きく、男女ともに仕事と家庭・地域生活のバランスが取れた生活とは言えない状況です。

特に、子育てや介護は、家庭生活での大きな負担となり、女性が仕事を続けることが困難な理由として、上位に挙げられています。

男女がともに家族の一員として責任を担いながら、職業生活と家庭生活を両立させることができるように、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発や情報提供を行います。また、育児、介護や病気の療養をしながら安心して働き続けられるように、子育て支援・介護支援などのさらなる充実に取り組みます。

【「ワーク・ライフ・バランス」の認知度】

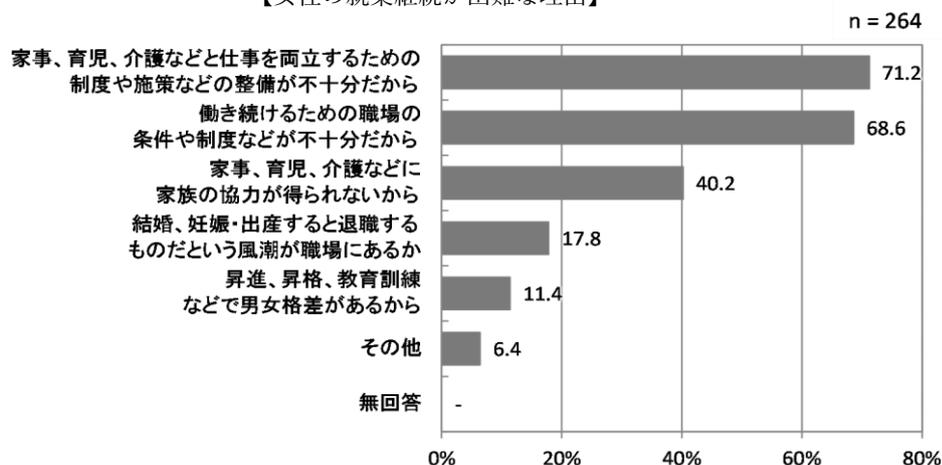


※H20・H25「知っている」、H30「意味まで知ってる」+「聞いたことがある」割合

資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問25

第3部 計画の内容

【女性の就業継続が困難な理由】



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問7-1

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供		
ワーク・ライフ・バランスの意識啓発・情報提供の実施	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行う。 先進的取組事例の紹介や情報提供を行う。 	商工振興課 男女参画・女性活躍推進課
	<ul style="list-style-type: none"> 長時間労働の是正や育児・介護休業法などの制度内容を周知する。 	商工振興課
多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> 企業に多様な働き方の情報提供を行う。 短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方を実践している企業の事例紹介や情報提供を行う。 	商工振興課

主な取組	内容	担当課
施策②仕事と子育て・介護を両立できる環境の整備		
子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児の一時預かり事業、延長保育、休日保育、障がい児保育、病後児保育などを充実する。 ・放課後児童クラブの整備を進め、充実する。 ・保育所、認定こども園等の整備と運営体制を充実する。 ・多様な働き方に対応した保育情報を提供するなど育児相談を充実する。 ・子ども子育て支援事業計画を推進する。 ・NPO 法人唐津市子育て支援センターなど育児支援に関わる団体への支援を充実する。 ・子育て制度の地域格差を解消する。 	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して子どもを産み育てられるよう育児相談などを充実する。 ・子育てアプリ（からっっこアプリ）やパンフレットなどで、子育て情報を提供する。 	保健医療課
介護支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・無理のない介護・看護のための工夫や制度の情報提供を行う。 ・介護者の悩み軽減のため相談体制を充実する。 ・介護者同士が情報を交換し、互いに支え合えるネットワークづくりを推進する。 ・介護支援の環境整備や相談体制を充実する。 	高齢者支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護の悩みや施設入所、介護予防など高齢の人に関する相談体制を充実する。 ・介護サービスや生活支援等に関する情報提供を行う。 	地域包括支援課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6 年度)
放課後児童クラブの利用が必要だが利用できない児童数	50人 (R1.5 現在)	0
認知症サポーター※1 養成件数	5,339 件 (H29 年度)	7,054 件

※1 特別な資格は必要ありません。認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る応援者のことです。

第3部 計画の内容

▼関連計画

- ・唐津市子ども・子育て支援事業計画
- ・唐津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- ・からつ元気いっぱい健康プラン21

基本目標4 男女間の暴力のない社会づくり

▼基本的な考え方

暴力は、性別や加害者、被害者の立場を問わず、決して許されるものではありません。

特に、配偶者や交際相手からの暴力を指すDV（ドメスティック・バイオレンス）※1は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。家庭内で行われるため、発見が困難な上に、加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、暴力がエスカレートして被害が深刻化する傾向にあります。

被害者の多くは女性で、その根底には女性の人権軽視があると言われていています。また、男性への暴力や子どもの目の前でDVが行われることで子どもが傷つくなど、個人の尊厳を侵害する暴力は、性別にかかわらず、一人ひとりが自分らしく生活できる男女共同参画社会実現の妨げになります。

このような状況を改善していくために、まずはDVを正しく理解し、周囲の協力が得られるように、意識啓発や情報提供、予防教育を推進する必要があります。

被害者が安心して相談できる窓口の整備や、自立に向けた支援の充実、被害者を発見し保護するための緊急体制など、さまざまな庁内の部署や庁外の関係機関との連携強化が重要になります。

▼施策の方向

- (1) 男女間のあらゆる暴力の根絶
- (2) 相談体制の整備と被害者支援の充実
- (3) 被害者の保護・支援に向けた関係機関との連携強化

※1 DVは男女間、配偶者間などの親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」を指します。DV防止法には、「被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難な女性に対する暴力は、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げになっている」と明記されていますが、近年は女性から男性への暴力、同性パートナー間の暴力なども問題になっています。

第3部 計画の内容

▼成果指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)	出典・根拠	計画体系
夫婦間における次のような行為を“暴力”と認知する人の割合 ①【精神的暴力】友人関係や電話を細かく監視する ②【経済的暴力】必要な生活費を渡さない ③【性的暴力】避妊に協力しない	① - % ② - % ③ - %	①～③ 100%	調査対象としていなかったが今後認知度を上げることによって認識の向上を促進する。	4 - (1)
「DV」の認知度（意味まで知っている又は聞いたことがある）	88.9% (H30年度)	100%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査	4 - (1)
デートDVに対する認知度（言葉も内容も知っている又は言葉は知っている）	52.3% (H30年度)	60%(早期)更に100%を目指す	男女共同参画に関する中学生意識調査	4 - (1)

施策の方向（1）男女間のあらゆる暴力の根絶

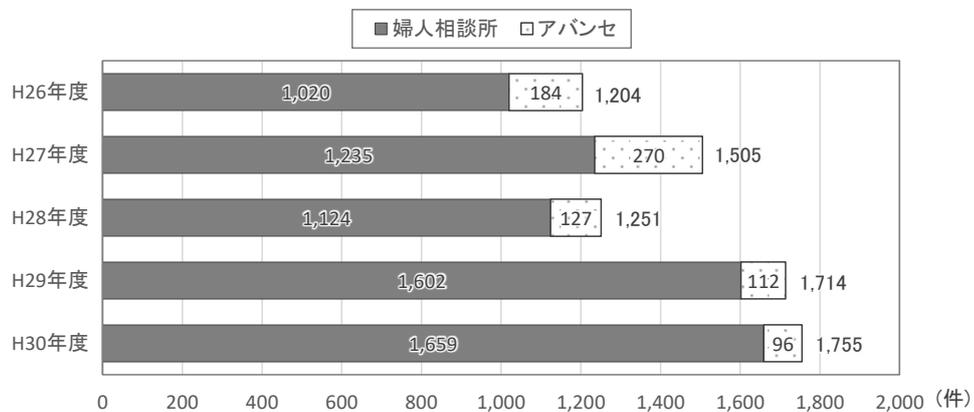
▼現状と課題

佐賀県及び唐津市のDV被害の現状として、佐賀県配偶者暴力相談支援センターや唐津市女性総合相談窓口への相談件数は年度によってバラつきがあるものの、佐賀県警察本部のDV事案取扱件数が平成30年度に過去最多となるなど、被害は増加傾向にあります。

また、市民意識調査では、配偶者やパートナーから何らかの暴力を受けたことのある人の割合は、2割弱と少なくありません。配偶者間のみならず、中学生や高校生などの若い世代のデートDVも問題となっており、中学生意識調査では、割合は高くないものの、デートDVを受けたことがあると回答した生徒が見られました。

男女間の暴力を未然に防止するとともに、暴力を早期に発見し、適切な支援につなげることが必要です。このため、すべての人がDVへの理解を深めるとともに、若い世代へのDV予防教育を充実し、誰も被害者にも加害者にもならないための意識啓発と情報提供が重要になっています。

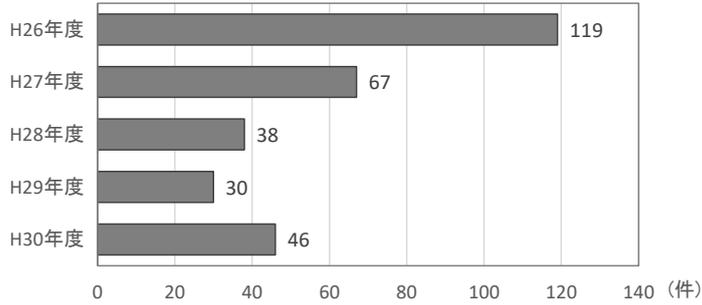
【佐賀県配偶者暴力相談支援センターへのDV相談件数の推移（佐賀県全体）】



資料：佐賀県子ども家庭課、佐賀県男女参画・女性の活躍推進課

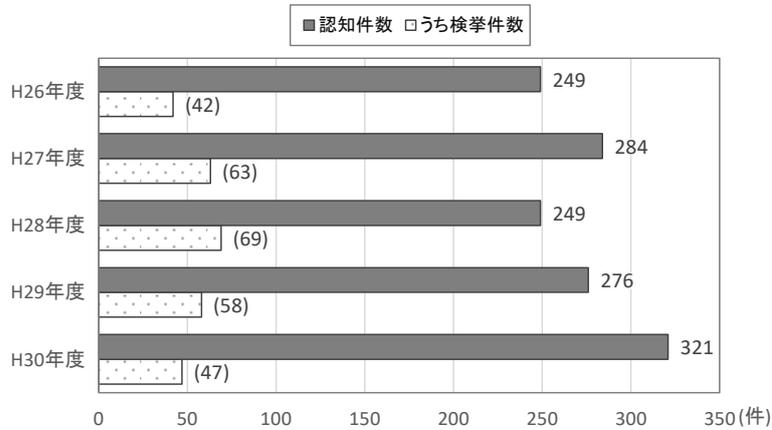
第3部 計画の内容

【唐津市女性総合相談窓口へのDV相談件数の推移】



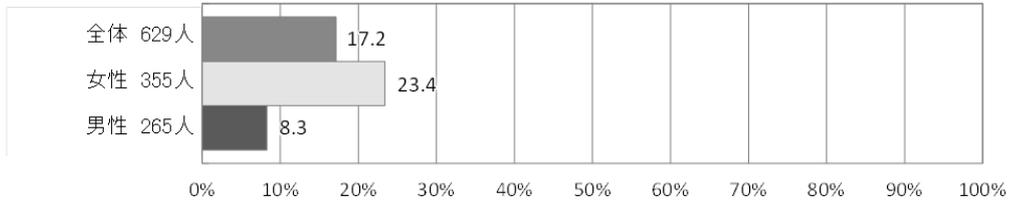
資料：唐津市子育て支援課

【DV事案の取り扱い件数の推移（佐賀県全体）】



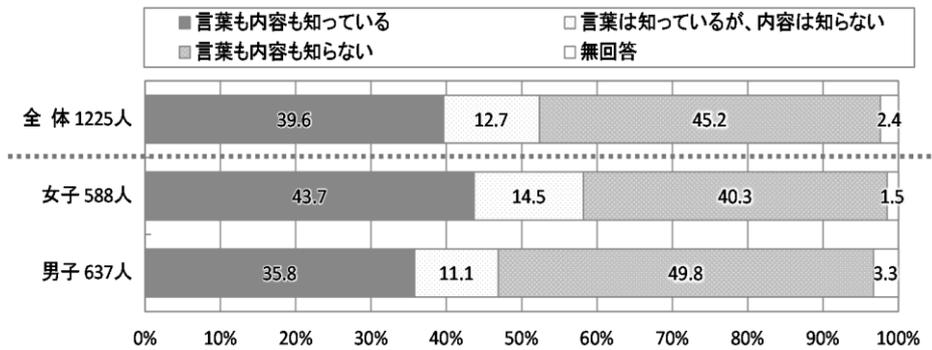
資料：佐賀県警察本部

【何らかのDVを受けたことがある】



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問20

【「デートDV」の認知状況】



資料：男女共同参画に関する中学生意識調査支援業務（平成30年）：問19

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①DV防止に向けた意識啓発と情報提供		
広報・啓発の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市報、行政放送、ホームページなどを活用した情報発信を積極的に行う。 ・DVの正しい理解を促進するため、講演会や講座を開催する。 ・街頭やイベントなどで啓発物を配布し、広く市民への意識づけを行う。 	男女参画・女性活躍推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での対応時に、必要に応じて、パンフレットの配布を行い、意識啓発・情報提供等を行う。 ・障がいのある人に対するDVを含む虐待の防止に関して啓発等を行う。 	障がい者支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・DVを含むあらゆる人権問題の理解促進のため、社会・同和教育指導員による講座などを活用しながら啓発と情報提供を行う。 	生涯学習文化財課
	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画コーナーを常設し、関連図書の展示・貸出を行う。 ・関連する出版物を積極的に収集し、市民への提供を行う。 	近代図書館
	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人佐賀県国際交流協会と連携して、DV防止と相談窓口の広報などを行う。 (DVは配偶者間の暴力。ハラスメントは3-(1)に記載) 	国際交流・地域づくり課
災害時・復興時の女性に対する暴力防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座や研修などで、性犯罪やDVなど、災害時・復興時の女性に対する暴力防止対策の必要性を周知する。 	危機管理防災課
施策②若年者に対するDV予防教育の推進		
DV予防教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県DV総合対策センターが行うDV未然防止教育事業を市内の小中学校に周知する。 ・若い世代に向けた啓発や情報発信を行う。 	男女参画・女性活躍推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会・同和教育指導員による講師派遣事業で、小中学生を含む市民に対する人権啓発教育を実施する。 	生涯学習文化財課
	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校高学年や中学生などに、デートDV防止の啓発を行う。 	学校教育課

第3部 計画の内容

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
DV防止啓発セミナーなどの参加者数	48人 (H30年度)	80人

▼関連計画

- ・唐津市避難所運営マニュアル
- ・唐津市地域防災計画

施策の方向（2）相談体制の整備と被害者支援の充実

▼現状と課題

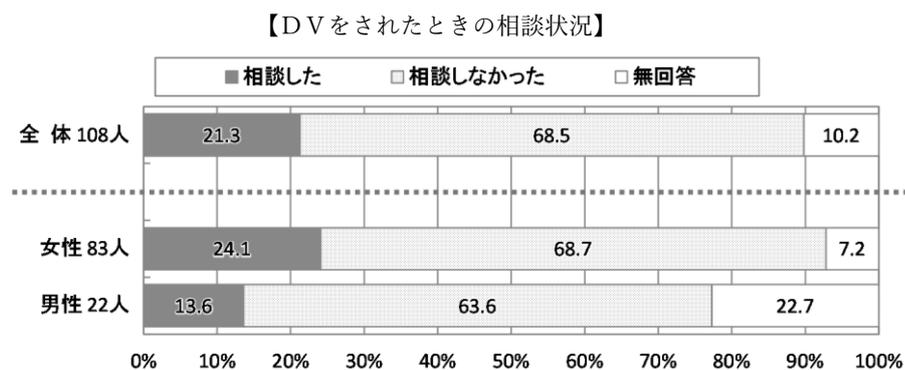
市民意識調査では、DVの被害にあった人のうち、「誰かに打ち明けることができなかった・相談しなかった」人は約7割となっており、DVを受けた人の多くが、誰にも相談することができず我慢していることが分かりました。また、「男女間の暴力防止のために必要なこと」として、男女ともに「被害者が安心して相談できる窓口の確保」を最も多く挙げています。DV被害者支援のために、相談体制の整備と相談窓口の周知はとても重要です。

DVの被害者は、女性だけでなく、男性や、子ども、中高生などの若い世代に加え、高齢の人、障がいのある人、外国人なども含まれており、誰もが安心して相談できる体制も整備する必要があります。

また、緊急時の被害者支援のため、関係機関との連携による安全な避難場所の確保や、加害者への住民基本台帳の閲覧制限など、被害者情報の徹底管理に向けて従事する職員の意識向上が必要です。

さらに、DV被害者の自立した生活の支援には、仕事や住宅、生活費の確保、子どもの就学問題など、課題が多く分野にまたがり、さまざまな手続きが必要となります。

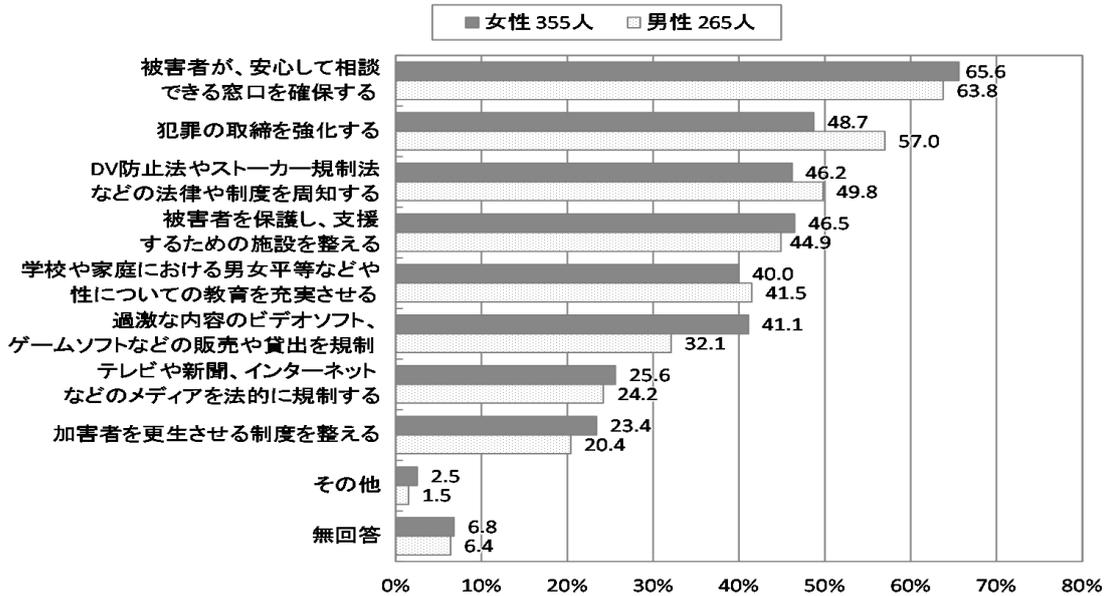
このため、住宅確保、就労・就学に向けた支援、精神的な支援など関係部署が連携し、被害者の自立に向けて切れ目のない支援を行うことが重要です。



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：副問20-1

第3部 計画の内容

【男女間における暴力防止のために必要なこと】



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問21

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①相談体制の整備と相談窓口の周知		
あらゆる人に対する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の手続きを1つの窓口で行うワンストップ窓口の導入を検討し、担当者を限定するなどプライバシーの確保に配慮して被害者が安心して相談できる体制を充実する。 ・相談内容に応じて迅速かつ適切に対応できるように相談員の資質向上に努める。 ・日本語での相談が困難なときは、県や民間団体と連携し、外国語での相談に対応可能な相談窓口へとつなぐ。 ・児童虐待の通告からDV発見につながるケースが増加しているため、子どもとその家庭等に専門的な支援を総合的かつ継続的に行う体制を整備する。 	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達に伴うさまざまな困りごとや悩みに対応した相談窓口につなげるなど、乳幼児期の相談体制の充実を図る。 ・乳児全戸訪問、養育訪問で子育ての状況を把握し、適正な相談と支援を行う。 	保健医療課

	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時に支援者の有無や心身の問題など子育て環境等の聞き取りを十分に行い、必要に応じて継続した相談対応などで、妊娠期からDVや虐待の予防につなげる。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がいのある人に対して、手話通訳や要約筆記で対応するなど、あらゆる障がいの特性に応じた相談体制の充実を図る。 	障がい者支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢の人からの相談は、必要に応じて地域包括支援センターなどと連携し、相談体制の充実を図る。 	地域包括支援課
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・唐津市女性総合相談窓口を市ホームページ、市報、リーフレットなどで周知する。 ・市ホームページや市報、リーフレットなどで、佐賀県DV総合対策センターが設置している男性・LGBTのDV被害者や、加害者全般の相談窓口を周知する。 	男女参画・女性活躍推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所や市内の部署と連携して、DVや児童虐待などの相談窓口を周知する。 	保健医療課
	施策②被害者の安全確保の徹底	
情報の管理意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・「DV被害者関連窓口用手引き」の更新と活用を徹底する。 ・被害者情報の管理徹底のため、職員を対象とした研修を実施する。 	男女参画・女性活躍推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や保育所などの関係機関との情報共有にあたっては、被害者と子どもの情報管理を徹底する。 	子育て支援課 学校教育課
安全確保の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の個人情報保護を徹底する。 ・被害者に対して、本人通知制度※1や支援措置制度※2の情報提供を行う。 ・本人通知制度※2を市報や市のホームページなどで広報する。 	市民課
施策③被害者支援の充実		
公営住宅応募における入居資格の優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者が公営住宅を申し込む際、入居資格審査の優遇措置を行う。 	建築住宅課
子どもへの配慮や支援	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の子どもが保育所等への就園や学校への就学及び転校するときは、情報伝達を徹底するなど十分に配慮するとともに、円滑に就学や保育ができるよう配慮し、就学援助などの支援を行う。 	子育て支援課 学校支援課

第3部 計画の内容

	・特に県外から避難した被害者で、妊婦や乳幼児を抱えている人の、個人情報守秘の徹底や検診、予防接種、育児相談などが適切に受診できるように配慮する。	保健医療課
就業支援制度に関する情報提供	・相談員による就業や職業訓練の情報提供など、自立に向けた相談に対応する。	子育て支援課

※1 支援措置制度とは、DV加害者に被害者の情報が知られないように、被害者の住民基本台帳の閲覧や住民票・戸籍の附票の写しの交付を制限する制度です。

※2 本人通知制度とは、住民票の写しなどが第三者から請求されたときに、本人に請求があったことを通知する制度です。

施策の方向（3）被害者の保護・支援に向けた関係機関との連携強化

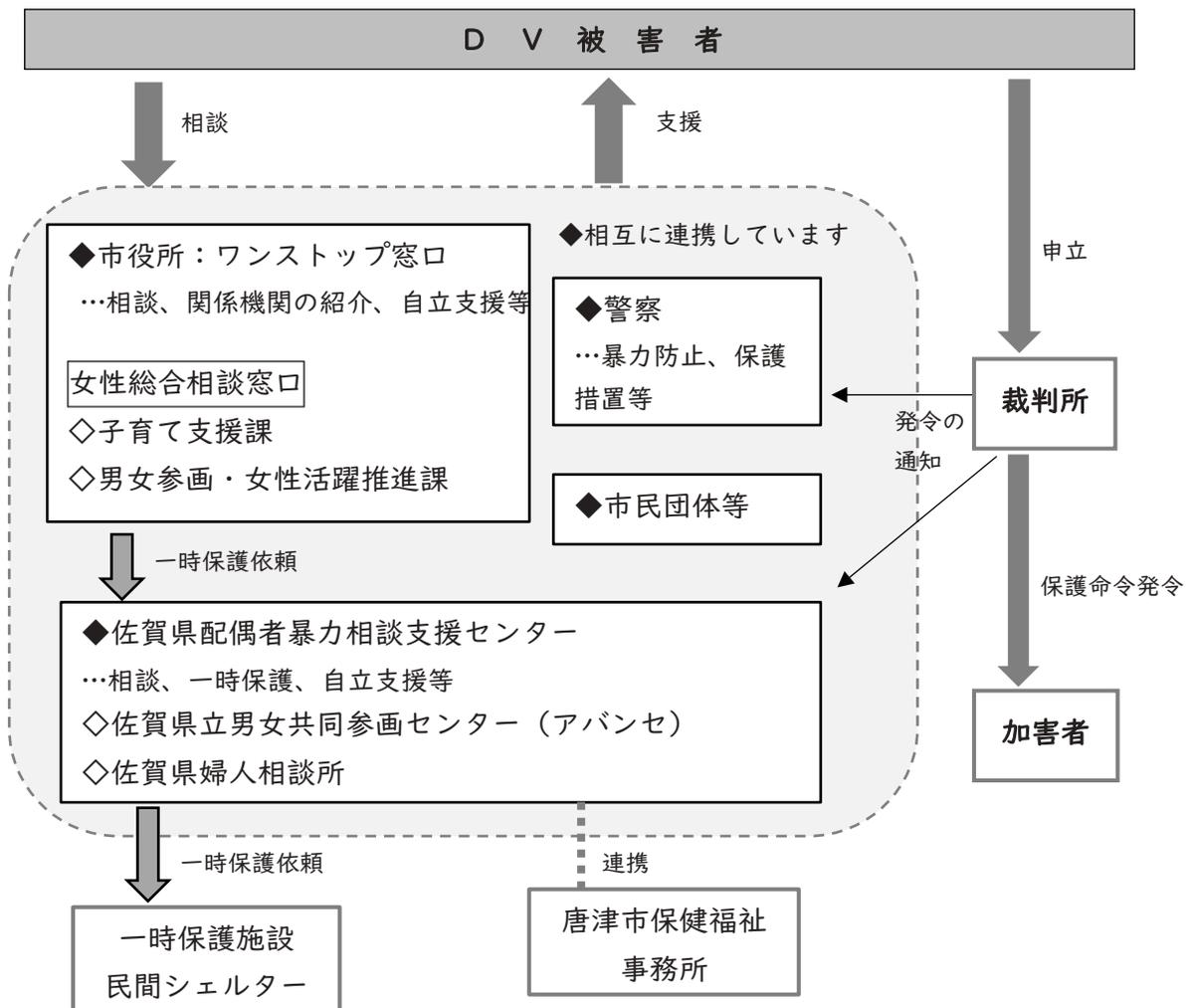
▼現状と課題

DV被害者の早期発見のためには、被害者を発見しやすい立場にある医療機関や保健、福祉、教育機関などの協力が必要不可欠です。

また、被害の早期発見だけでなく、保護や自立支援などでも、被害の状況や被害者の置かれた環境はさまざまで、関係する庁内の部署や庁外の関係機関が多岐にわたるため、関係機関との連携強化が重要になっています。

DV被害者の保護・支援を円滑に行うため、関係機関が共通の理解と認識を持ち、情報管理の徹底と、相談・保護・自立支援という段階に応じた確実な連携を強化します。

【関係機関との連携のイメージ】



▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①関係機関との連携強化		
関係機関との連携体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県や関係機関等との連携を図り、情報交換、ケース検討などを行いながら実態の把握に努め、さまざまなケースに対応する。 	子育て支援課 関係課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談内容に応じて、迅速かつ適切に対応できるよう、警察や医療機関を含めた関係機関と情報の共有や協力体制を強化する。 ・ 緊急時や夜間の相談には、警察や婦人相談所と連携するとともに、被害者に関する情報を共有し、一時保護施設に入所するまでの被害者やその子どもなどの安全を確保する。 ・ 医療・介護関係者や民生・児童委員、保育・学校関係者などと連携し、情報共有を行うことで被害者の早期発見に努める。 	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内関係部署間の情報交換や検討会議を年1回以上行い、連携体制を強化する。 	男女参画・女性活躍推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ アルコールや薬物依存と関連した相談窓口の周知を行うとともに、専門の相談機関との連携を強化する。 	保健医療課
苦情に対する適正な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談・保護・支援をする職員の対応などに被害者から苦情が寄せられたときは、適切な対応に努めるとともに庁内での情報共有と必要に応じた改善を行う。 	子育て支援課

参考資料

- 1 第4次唐津市男女共同参画推進協議会委員名簿
- 2 唐津市男女共同参画推進協議会設置要綱
- 3 唐津市男女共同参画推進本部設置要綱
- 4 第4次唐津市男女共同参画基本計画策定の経緯
- 5 第3次唐津市男女共同参画行動計画などの評価
- 6 男女共同参画行政年表
- 7 関連法令

参考資料

Ⅰ 第4次唐津市男女共同参画推進協議会委員名簿

氏名	主な役職・所属等
池田 宏子	佐賀女子短期大学講師
石山 恵美	唐津地区PTA連合会 副会長（母親会員代表）
浦郷 孝一	浜玉公民館館長
斧山 裕一	唐津市民生・児童委員連絡協議会会長
久保 美樹	公募委員 （唐津商工会議所女性会会長、 国際ソロプチミスト唐津）
合田 富士子	公募委員 （北波多女性ネットワーク「未来」会長）
坂口 伸久	唐津農業協同組合・佐賀県指導農業士
竹永 成宏	唐津市保育会副会長、七山保育園園長
田坂 茜	弁護士、佐賀県男女共同参画審議会委員
田代 恵美子	唐津市男女共同参画ネットワーク“レゾナ”庶務
谷口 繁美	唐津市地域婦人連絡協議会会長
中島 直子	唐津市女性人材バンク登録者 （地域互助力向上ネットワーク0-100地域の輪 代表）
能隅 文興	唐津商工会議所 事務局次長 兼 総務課長
松本 律夫	人権擁護委員
吉村 多恵子	特定社会保険労務士

（50音順）

任期：平成30年10月1日～令和2年9月30日

2 唐津市男女共同参画推進協議会設置要綱

平成 22 年 6 月 8 日

告示第 177 号

(設置)

第 1 条 本市における男女共同参画推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、唐津市男女共同参画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について、調査し、及び協議する。

- (1) 男女共同参画社会づくりに関する市の施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画推進に関する計画（以下「計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- (3) 計画の進捗状況及び成果の点検並びにその評価に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、男女共同参画施策の推進のため、市長が必要と認めること。

(平 30 告示 172・一部改正)

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、市民、学識経験者、その他社会的な貢献を行う団体のなかから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 協議会の議事及び会議録は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じて非開示とする等の適切な措置を講じるものとする。

(平 29 告示 95・一部改正)

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、未来創生部男女参画・女性活躍推進課において処理する。

(平24告示169・平25告示92・平27告示96・平28告示95・平30告示172・一部改正)

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成24年告示第169号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成25年告示第92号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成27年告示第96号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成28年告示第95号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成29年告示第95号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成30年告示第172号)

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

3 唐津市男女共同参画推進本部設置要綱

平成17年1月1日

告示第22号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 男女共同参画推進に関する計画(以下「計画」という。)の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画に係る施策の推進及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画推進に関すること。

(平27告示226・平30告示172・一部改正)

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

2 本部長は、未来創生部長をもって充てる。

3 副本部長は、保健福祉部長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 唐津市設置条例(平成17年条例第6号)第1条の部の長、ポートルース企業局次長、水道局長、消防長、会計管理者、教育委員会教育部長、議会事務局長及び市民センター長の職務にある者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(平17告示209・平19告示98・平21告示113・平22告示131・平25告示92・平26告示142・平27告示96・平27告示226・平28告示95・平29告示73・平29告示223・平30告示64・平30告示172・一部改正)

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部の会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 本部の委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。

(幹事会)

第6条 本部に、所掌事務を調査研究させるため、男女共同参画推進幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
 - 3 幹事長は、未来創生部男女参画・女性活躍推進課長をもって充てる。
 - 4 幹事は、職員のうちから幹事長が指名する。
 - 5 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の会議を招集する。
 - 6 幹事長は、幹事会の研究の結果を速やかに本部長に報告しなければならない。
- (平 17 告示 209・平 21 告示 113・平 22 告示 131・平成 24 告示 169・平 25 告示 92・平 27 告示 96・平 28 告示 95・平 30 告示 172・一部改正)

(庶務)

第 7 条 本部の庶務は、未来創生部男女参画・女性活躍推進課において処理する。

(平 17 告示 209・平 21 告示 113・平 22 告示 131・平 24 告示 169・平 25 告示 92・平 27 告示 96・平 28 告示 95・平 30 告示 172・一部改正)

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年告示第 209 号)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年告示第 98 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成 21 年告示第 113 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成 22 年告示第 131 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成 24 年告示第 169 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成 25 年告示第 92 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成 26 年告示第 142 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成 27 年告示第 96 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成 27 年告示第 226 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成 28 年告示第 95 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

参考資料

附 則(平成 29 年告示第 73 号)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年告示第 223 号)

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年告示第 64 号)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年告示第 172 号)

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

4 第4次唐津市男女共同参画基本計画策定の経緯

●平成30年8月10日～8月27日

「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」を実施。

(市民意識調査概要)

1	調査期間	平成30年8月10日～8月27日		
2	調査対象	市内居住18歳以上の各男女1,000人(合計2,000人)		
3	回収率	31.6%(有効回答率:31.5%)		
4	調査項目			
		分野	設問番号	設問数 (副設問を含む)
1		回答者の属性	Q1～Q5	6問
2		結婚や家庭生活について	問1～問2	2問
3		教育・子育てについて	問3～問4	2問
4		仕事と生活について	問5～問12	15問
5		心と身体の健康について	問13～問14	2問
6		社会活動について	問15～問17	4問
7		人権尊重について	問18～問24	11問
8		男女共同参画について	問25～問26	2問
		合計		44問
5	男女比	女性56.4%、男性42.1%、その他0.2%、無回答1.3%		
6	年齢構成	女性	10・20歳代8.7%、30歳代10.1%、40歳代14.4%、 50歳代17.2%、60歳代22.3%、70歳代15.8%、 80歳以上11.5%	
		男性	10・20歳代5.3歳、30歳代9.1%、40歳代14.3%、 50歳代17.4%、60歳代26.8%、70歳代18.5%、 80歳以上8.7%	

●平成 30 年 9 月 5 日～9 月 25 日

「男女共同参画社会づくりのための企業アンケート調査」を実施。

(企業アンケート調査概要)

1 調査期間	平成 30 年 9 月 5 日～9 月 25 日		
2 調査対象	市内に本社がある従業員 10 人以上の企業 399 社		
3 回収率	43.9% (有効回答率：43.9%)		
4 調査項目			
	分 野	設問番号	設問数(副設問を含む)
1	企業の概要	問 1～問 3	3 問
2	女性の活躍推進について	問 4～問 9	10 問
3	女性の再就職状況について	問 10	3 問
4	育児・介護との両立支援について	問 11～問 14	7 問
5	ワーク・ライフ・バランスについて	問 15	2 問
6	ハラスメントについて	問 16	1 問
7	一般事業主行動計画について	問 17～問 18	2 問
8	男女共同参画に関する行政の取組み・支援について	問 19	1 問
		合 計	29 問
5 企業規模	20 人未満 41.1%、20～50 人未満 35.4%、50～100 人未満 12.0%、100～200 人未満 8.6%、200 人以上 2.9%		
6 従業員の男女比	女性 49.9% (4,461 人)、男性 50.1% (4,478 人)		

●平成 30 年 12 月 4 日～12 月 28 日

「男女共同参画に関する中学生意識調査」を実施。

(中学生意識調査概要)

1 調査期間	平成 30 年 12 月 4 日～12 月 28 日		
2 調査対象	市内中学校の 2 年生男女 1,309 人 (19 校)		
3 回収率	93.7% (有効回答率：93.6%)		
4 調査項目			
	分 野	設問番号	設問数(副設問を含む)
1	回答者の属性	問 1～問 2	2 問
2	男女平等について	問 3～問 7	7 問
3	将来について	問 8～問 13	6 問
4	男女共同参画社会について	問 14～問 15	2 問
5	自分らしく生きられる社会について	問 16～問 18	3 問
6	男女間の人権について	問 19～問 23	5 問
		合 計	25 問
5 男女比	女子 48.0%、男子 52.0%		

●平成30年10月19日

「平成30年度第2回唐津市男女共同参画推進協議会会議」の実施

- ・唐津市男女共同参画行動計画（第4次）の策定について

●平成31年3月27日

「平成30年度第3回唐津市男女共同参画推進協議会会議」の実施

- ・唐津市の男女共同参画の現状と課題について（市民意識調査、企業アンケート調査、中生意識調査の結果概要）
- ・今後の進め方（平成31年度予定）について

以下、追記

5 第3次唐津市男女共同参画行動計画などの評価

(1) 第3次唐津市男女共同参画行動計画の達成状況

平成27年3月に策定した「唐津市男女共同参画行動計画（第3次）」では、「男女共同参画の意識づくり」「男女がともに自立し、いきいきと働き、活動する社会づくり」「男女間の暴力のない社会づくり」「生涯を通じた健康づくり」の4つの基本目標を掲げ、施策を推進してきました。基本目標の実現に向けた事業の実施状況について、平成30年度に事業担当課で達成度の自己評価を行なった結果は、次のとおりです。

【唐津市男女共同参画行動計画（第3次）の達成状況（平成27～31年度）】

評価実施時期：平成30年度

基本目標別	施策数	達成度別 施策数				
		A+	A	B	C	未評価
I 男女共同参画の意識づくり	50	-	34	12	4	-
II 男女がともに自立し、いきいきと働き、活動する社会づくり	70	-	41	17	12	-
III 男女間の暴力のない社会づくり	18	-	14	4	-	-
IV 生涯を通じた健康づくり	18	-	11	5	1	1
合計 ()は構成比	156 (100.0%)	-	100 (64.1%)	38 (24.4%)	17 (10.9%)	1 (0.6%)

※ひとつの事業につき複数の担当課がある場合、主になる担当課の評価を記載している。

※評価内容

A+：目標を上回って達成（101%以上）

A：目標をおおむね達成（80～100%）

B：着手し推進しているが、目標達成には至らず（60～80%）

C：目標に対してほぼ着手しておらず、未達成（40%以下）

156 施策中 100 施策（64.1%）が目標をおおむね達成し A 評価となっています。また、着手し推進しているが、目標達成には至っていない B 評価が 2 割弱（24.4%）、目標に対してほぼ着手しておらず、未達成の C 評価が 1 割程度（10.9%）となっています。

(2) 唐津市DV被害者支援基本計画（第2次）の達成状況

「唐津市DV被害者支援基本計画（第2次）」の実施状況は、次のとおりです。

【唐津市DV被害者支援基本計画（第2次）の達成状況（平成27～31年度）】

評価実施時期：平成30年度

基本目標別	施策数	達成度別 施策数				
		A+	A	B	C	未評価
1 DV防止のための意識啓発と情報提供	11	-	8	1	2	-
2 DV被害者の発見通報体制や相談体制の充実	11	-	9	2	-	-
3 DV被害者の保護体制の充実	6	-	5	1	-	-
4 DV被害者の自立支援の充実	5	-	5	-	-	-
5 推進体制の充実	6	-	4	2	-	-
合計 ()は構成比	39 (100.0%)	-	31 (79.5%)	6 (15.4%)	2 (5.1%)	-

唐津市DV被害者支援基本計画（第2次）では、39施策中31施策にあたる約8割（79.5%）が、目標をおおむね達成しA評価となっています。

(3) 唐津市女性活躍推進計画の達成状況

「唐津市女性活躍推進計画」の実施状況は、次のとおりです。

【唐津市女性活躍推進計画の達成状況（平成30～31年度）】

評価実施時期：平成30年度

基本目標別	施策数	達成度別 施策数				
		A+	A	B	C	未評価
I 職業生活における女性活躍の推進	9	-	-	6	3	-
II 就業生活と家庭生活との両立支援	7	-	3	1	2	1
合計 ()は構成比	16 (100.0%)	-	3 (18.7%)	7 (43.8%)	5 (31.3%)	1 (6.2%)

唐津市女性活躍推進計画では、「着手し推進しているが、目標達成には至っていない」とするB評価の割合が最も高く約4割（43.8%）を占めています。

6 男女共同参画行政年表

	世界（国連）	国	佐賀県	唐津市
1975年 (S50)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議（メキシコシティー開催）「世界行動計画」採択	・「婦人問題企画本部」設置		

以下、令和元年度分まで掲載予定。

なお、3ページにまとまるように、過去の年度は削除し、調整を行なう。

7 関連法令

(1) 男女共同参画社会基本法（抄）

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
改正 平成 11 年 7 月 16 日 法律第 102 号
平成 11 年 12 月 22 日 法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組みとも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

以下、追記

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抄）

平成二十七年法律第六十四号

目次

第一章

以下、追記

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抄）

(平成十三年法律第三十一号)
最終改正：令和元年法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条） 総則（第一条―第四条）

以下、追記

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）

発行年月 令和 2 年 3 月

発行 唐津市 未来創生部 男女参画・女性活躍推進課

〒847-8511

佐賀県唐津市西城内1番1号

TEL : 0955-72-9239

FAX : 0955-72-9182